

令和5年 第4回 東彼杵町議会定例会会議録

令和5年第4回東彼杵町議会定例会は、令和5年12月5日本町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

1 番	大安 義和 君	2 番	児玉 隆行 君
3 番	構 浩光 君	4 番	吉永 秀俊 君
5 番	尾上 庄次郎 君	6 番	大石 俊郎 君
7 番	口木 俊二 君	8 番	浪瀬 真吾 君

2 欠席議員は次のとおりである。

な し

3 地方自治法第121条の規定により説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	岡田 伊一郎 君	教 育 長	粒崎 秀人 君
副 町 長	三根 貞彦 君	会 計 管 理 者	工藤 政昭 君
総 務 課 長	高月 淳一郎 君	産 業 振 興 課 長	楠本 信宏 君
税 財 政 課 長	山下 勝之 君	建 設 課 長	森 英三朗 君
長寿ほけん課長	前平 英利 君	水 道 課 長	岡木 徳人 君
こども健康課長	氏福 達也 君	教 育 次 長	岡田 半二郎 君
町 民 課 長	小林 竹哉 君		

4 書記は次のとおりである。

議会事務局長	井上 晃 君	主 任 書 記	山下 美華 君
--------	--------	---------	---------

5 議事日程は次のとおりである。

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 一般質問

6 散 会

開 会（午前 9 時 31 分）

○議長（浪瀬真吾君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は 8 名です。定足数に達しておりますので、これより令和 5 年第 4 回東彼杵町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これから諸般の報告をします。

はじめに、議長報告ですが、皆さんのお手元に配布しておりますので朗読は省略します。

次に、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定により、例月現金出納検査の結果報告書が提出されておりますが、朗読は省略します。

次に、議員派遣結果報告書及び郡議長会議員研修報告書が大安議員から提出されておりますが、提出者の報告は省略し、配布のみとします。

次に、陳情第 4 号年金制度における外国人への脱退一時金の是正を求める意見書の採択を求める陳情、陳情第 5 号健康保険証を廃止しないよう求める意見書を政府に送付することを求める陳情書は配布のみとします。

次に、総務厚生常任委員会所管事務調査の報告をお願いします。総務厚生常任委員長、構浩光君。

○総務厚生常任委員長（構浩光君）

委員会調査報告書。

本委員会において、所管である総務課に関する調査を実施したので、会議規則第 76 条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 調査事件

埼玉県秩父郡小鹿野町の木造による新庁舎視察

2 調査年月日

令和 5 年 10 月 19 日

3 調査内容及びその結果

小鹿野町は、埼玉県の北西部に位置し、秩父市と群馬県に接して、山々に囲まれ自然豊かな町です。人口は約 1 万人、面積 171.26 km²で 83%が山林を占めています。

小鹿野町の議場において小鹿野町議会加藤喜一議長の挨拶及び建設課大谷一誠氏から木材を活用した新庁舎建設について説明を受け、その後、庁舎を視察しました。

小鹿野庁舎は、昭和 41 年に建設され築 52 年が経過し老朽化が著しく、平成 23 年度に耐震診断調査の結果、コンクリート強度が低く建物全体の劣化も著しいことから、震度 6 強以上の地震が発生した場合、倒壊または崩壊する危険性があると判定されておりました。

取り組みとしては、①小鹿野町役場庁舎検討委員会を平成 28 年 10 月から 19 人の委員（各種団体代表者、識見を有する方及び公募町民）により 7 回会議を重ね、平成 29 年 8 月に基本理念として「町民の安心安全の拠点として、利用しやすく小鹿野町らしい庁舎」に決まりまし

た。

②小鹿野町役場庁舎建設委員会を平成 29 年 11 月に 9 人の委員により、小鹿野町役場庁舎建設基本構想を踏まえ、町有林を使用した木造庁舎の検討及び優れた省エネルギー庁舎等の発注者の要求に柔軟に対応できる高い技術力、豊富な経験及び高い意欲等を有する設計者を選定することを目的として小鹿野町役場庁舎建設基本設計・実施設計業務委託に係るプロポーザル方式を実施されました。参加申し込みは 11 社あり書類選考で 5 社を選定、第 2 審査でプレゼンテーション及びヒヤリングを実施し香山建築研究所に決定されました。それまでの間、小鹿野町役場庁舎整備の基本的な考え方について、町政懇談会及び住民説明会を 18 回、建設基本計画は、町民ワークショップ、パブリックコメントを実施されました。

③小鹿野町役場庁舎建設工事は、2 社による特定建設工事共同企業体が入札に参加され、大成・高橋建設特定建設工事共同企業体が落札され、請負金額 12 億 2798 万 9400 円、工期令和 3 年 10 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日。財源内訳は、国庫支出金 1 億 9041 万 3000 円、県支出金 2889 万 7000 円、合併特例債 8 億 7690 万円（うち 70%約 6 億 1300 万円が交付税算定、残り 30%約 2 億 6400 万円は実質自主財源）、一般財源 1 億 3237 万 9000 円となっています。

④使用木材は、令和 2 年 10 月から令和 3 年 1 月に町有林を伐採、面積は約 23ha で杉約 2200 m³、檜約 500 m³、カラ松 2 m³、樹齢 54 年から 70 年、径級 20cm から 54cm の原木約 9300 本を使用し、木材は町内の加工業者で、主として 4m・8m にプレスし地域経済にも貢献され、横梁だけ鉄骨を使用されていました。耐震の安定計算、耐火についても工夫され、非常時対策として、太陽光パネルにより蓄電するシステムをとり入れ、非常用発電として 7 日間分（A 重油）、また水槽 10 t（72 時間使用）を備えられていました。

庁舎は、木造 2 階建て延床面積約 2400 m²で、採光、自然通風に配慮した構造と高断熱、高气密性能、高効率空調機を整備し、木造による ZEB（ゼロ・エネルギー・ビル）庁舎、冬は暖かく、夏は涼しい省エネルギー庁舎となっていました。また、来庁者の姿がすぐにわかるように壁を極力無くした見通しの良い執務空間。議場はバリアフリー化、イベントや災害時にも活用できるスペースなど、町民が利用しやすい多目的室になっていました。

本町新庁舎建設計画において、町有林を活用した小鹿野町のような温かみのある木造庁舎建設は、事業費削減と町の PR 効果につながると思われるので大いに参考事例にもらいたい。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、総務厚生常任委員会の報告を終わります。

次に、産業建設文教常任委員会所管事務調査の報告をお願いいたします。産業建設文教常任委員長、児玉隆行君。

○産業建設文教常任委員長（児玉隆行君）

委員会調査報告書。

本委員会において、所管である産業振興課に関する調査を実施したので、会議規則第 76 条の規定により、次のとおり報告します。

記

1 調査事件

埼玉県秩父郡小鹿野町西秩父商工会におけるまちおこし事業

2 調査年月日

令和 5 年 10 月 20 日

3 調査内容及びその結果

西秩父商工会において、「ウエルカムライダーズおがの」強矢立家代表、長谷川伸一副代表、加藤憲司氏から「オートバイによるまちおこし事業」について説明を受けました。

現在の小鹿野町は、平成 17 年 10 月に旧小鹿野町と旧両神村が合併し、新小鹿野町が誕生しました。町の合併を機に地域活性化のための新たなまちおこし事業を模索する中、地元の B 級グルメ「わらじカツ丼」を目当てに週末ごとに大勢のライダーが来町していることに着目し、全国の自治体でも初めての試みであるオートバイライダーをターゲットにしたまちおこしがスタートしました。全国初の試みとコロナ禍によるバイクブームの再燃で、15 年目を迎えた現在でもテレビや雑誌の取材、全国の自治体等から多くの人が視察に訪れています。

開始当初の整備は、平成 19 年に町が事業主体となり県の補助金や日本宝くじ協会補助金を活用し二輪専用駐車場設置等のハード整備を実施しましたが、町の施策転換や行政主体での限界を感じたことから、平成 22 年に自由な発想での地域経済の活性化、ビジネスチャンスのさらなる向上を目指し民間組織団体「ウエルカムライダーズおがの」が設立されました。民間主体移行後は、イベント企画やロゴマーク・テーマソング等の作成に加え、小鹿野警察署と連携した交通安全の取り組みを行い、現在まで交通死亡事故ゼロが 12 年以上継続する「事故を起こさない町おこし」と話題を呼んでいます。

鉄道や高速道路が通っていない観光に有利でない地域にもかかわらず全国に向けて PR 展開をした結果、これまで以上に全国からたくさんのライダーが来町し、交流人口の拡大、飲食店の集客数や宿泊者数の増加等地域経済に大きな効果が生まれています。

本町における更なるまちおこしや町の活性化は、町民の皆さんと行政、議会が一体となったオール東彼杵町で取り組むことが重要であると感じました。以上、報告を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、産業建設文教常任委員会の報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

次に、町長の行政報告をお願いします。町長。

○町長（岡田伊一郎君）

おはようございます。本日、ここに令和 5 年第 4 回東彼杵町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さま方におかれましては、ご健勝にてご出席を賜り、定刻開会いただきまして誠にありがとうございます。

今議会おきまして、条例の制定 1 件、条例の一部改正 11 件、条例の廃止 1 件、協議 1 件、策定 1 件、補正予算 6 件をお願いをいたしております。何卒、慎重にご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、行政報告を申し上げます。

先月の 25 日に、消費者が選ぶ日本茶アワードの審査会が行われ、有限会社西海園様が準大賞を受賞されました。心からお慶びを申し上げます。

昨年は大賞を受賞されていますのでそのご茶の実力が認められている証だと考えています。特に、今回はティーバッグでの受賞でございますので、今後、年齢を問わず気軽に緑茶を楽しむことにも繋がり、消費拡大への期待も大いに寄せているところでございます。

次に、高規格道路の東彼杵道路でございますが、現在、環境アセスメントを行う段階に進んでいます。今後、都市計画決定などが完了すれば、いよいよ事業化となって国の実施予算が配分されることになります。少しずつではありますが前に進み始めていますので、東彼杵道路建設促進期成会会長の宮島佐世保市長を中心に、総力を上げて取り組んでまいりたいと思っております。

それでは、配布をいたしております資料の中から主なものをご説明をいたします。

10月27日、NHK長崎放送局長有田氏が着任挨拶におみえになり、協力隊のドキュメント放送につきましてご存じでしたので、続編の取材と道の駅に置きますグランドピアノのストリート演奏の取材をお願いをいたしております。また、特別町民についてもご紹介をさせていただきました。

11月12日、消防団秋季火災出動訓練が行われ、1、2、3、4分団が中岳地区、5、6、7、8分団が小音琴地区でそれぞれ実施されました。

朝6時の火災発生通報とともに団員が出動され、本部から分団長、団員への支持の下、ホースの連結や放水、中継拠点への補水などスムーズに完結されました。

このような訓練を実施することで、いざ有事の際の消火活動に迅速な対応ができます。休日にも関わらず早朝から出動していただきました団員の皆さま方や、参加していただきました後援会、地区の皆さまに心より感謝申し上げます。

次に、11月23日、令和5年度東彼杵町表彰式を執り行いました。今回は、自治、産業振興、社会福祉、環境保全、防犯、行政相談につきまして町政発展のために多大なご尽力を賜りました12名の方々を表彰させていただきました。

今日の東彼杵町がありますのも、お一人お一人のご支援、ご協力のたまものであり、心より敬意を表し、感謝を申し上げます。今後とも引き続き皆さま方の豊富な知識と経験を活かされ、町へのご提言、ご助言を賜ればと思っております。以上で行政報告を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、町長の行政報告を終わります。

これから議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（浪瀬真吾君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番議員、口木俊二君、1番議員、大安義和君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（浪瀬真吾君）

日程第2、会期の決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 12 月 12 日までの 8 日間にしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浪瀬真吾君）

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から 12 月 12 日までの 8 日間に決定しました。

日程第 3 一般質問

○議長（浪瀬真吾君）

日程第 3、一般質問を行います。質問形式は一問一答方式。質問時間は執行部答弁を含めて 60 分以内。制限時間の 2 分前には告知ベルを鳴らします。なお、質問、答弁ともに簡潔明解にお願いします。

順番に発言を許します。はじめに 6 番議員、大石俊郎君の発言を許します。6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

おはようございます。

今回は 2 点質問させていただきます。

まず、通告書を読み上げる前に、字句の追加をお願いいたします。

3 ページの 1、(4) 項、川棚町は定数 290 人に対し、この後に、「現在の団員数は」を入れてください。現在の団員数は 237 人。その次に、波佐見町の前に、「消防団、消防庁試算定数は 267 人です。」この文言も追加をお願いします。消防団定数は 267 人です。次いで点を入れて、波佐見町は定数 330 人に対し、次に文言の追加を入れます。「現在の団員数は」270 人です。点を入れてもらって、「消防庁試算定数は 273 人です。」この文言の追加をお願いいたします。

では、通告書を読み上げます。

1、東彼杵町消防団について（9 月定例会一般質問の関連質問）

(1) 今年 6 月に改正された町条例第 5 条及び第 6 条は、すでに消防団員である方が町外に転出され、かつ町内で勤務されていなくても消防団員を継続できるというものでした。

今回改正された第 5 条及び第 6 条について 9 月定例会にて一般質問をいたしました。質問の内容は、「第 4 条に消防団員は、当該消防団の区域に居住し、または勤務する者と定められていることに矛盾はしていませんか」という問いに対し、町長は、「矛盾はしておりません」、また、「この 4 条の規定は、初めて消防団に入る方を規定しているものです。改正した条文は消防団員を確保するために改正したものです。」と答弁をされました。

町長が言われたように、第 4 条は初めて消防団に入る場合の規定をしているものであり、入団した後は他町に転出しても消防団員を継続できるという解釈であれば、あえて（わざわざ）条例を改正される必要性はなかったと思われます。その点について、町長の見解をお聞かせください。

(2) 町長は、「今回の改正は、職務に従事することが可能な近隣の自治体を想定しているものです。」と答弁をされました。具体的に、その自治体とはどこを想定しておられるのですか。また、その自治体を条例に明記される必要があると思われませんか。

(3) 「団長・副団長・分団長の報酬のみを個人口座に支給している理由は」という質問に対し、町長は、「今後アンケートも取り直しますけれど、議会からこのような声があったということを伝えて、9月14日の分団長会議で再度協議をいたします。」と答弁をされました。

ア アンケートは取り直されたのですか。

イ 分団長会議の結果において、具体的に決まったことがあったのでしょうか。

この件については、先月11月20日の全員協議会で一部町長から説明がありましたけれど、再度説明を求めます。

(4) 現在、東彼杵町の消防団員の定数は379人です。消防庁の基準を当てはめると妥当な定数は216人となります。

川棚町は定数290人に対し、現在の団員数は237人、消防庁試算定数は267人です。波佐見町は定数330人に対し、現在の団員数は270人です。消防庁試算定数は273人です。両町の定員は、消防庁の基準をおおむね踏襲しております。

東彼杵町における現在の定員が定められたのは平成25年9月でした。10年の歳月が過ぎ、消防団員定数の基準となる東彼杵町の人口も減少しました。消防団の改編も含めて、定数見直しの必要性の声が一部町民の方々から寄せられています。町長の見解をお聞かせください。

(5) 町民や消防団員の方から、ほとんど活動していない団員（いわゆる幽霊団員）の存在があるとの声が寄せられています。アンケート調査にも、「消防団員の報酬を、活動していない団員に支給することは不公平である」との声が多くありました。当然の声であると思います。

ほとんど活動していない団員の方は、休団されるか、または退団されるべきだと思います。町長の見解をお聞かせください。

(6) 役場職員の消防団員との兼職は、国の法律により、「一定の条件を除き認めなければならない」となっています。その条件とは、「職務の遂行に著しい支障がある時を除き」という条件が定められています。その条件である「職務の遂行に著しい支障がある時」とは、どのような場合を考えておられるのか、説明を求めます。

2、中学校スクールバス運行について

昨年9月、一般質問において、スクールバス運行について質問をいたしました。

教育委員会が作成をしました東彼杵町立中学校統廃合に関する提言書（平成30年3月）によれば、「彼杵中学校校区の通学距離が6km以上は、スクールバスとする」とされています。「この提言書を踏まえ、町長は今後どのような対応をされますか」という質問でした。

この質問に対し、町長は「来年（令和5年）は町長選挙もあり、3月4月には執行できません。6月以降、私は全地区でスクールバスの運行を考えています。詳細につきましては教育委員会で協議をしています。子どもたちの通学に対しましては、千綿も特にです、小学校も。街灯もないし、距離も遠く危険性もあります。その回避も含めて、スクールバスを増やして全地区に充てる、状況に応じてですね。今、教育委員会に検討、指示いたしているところです。」とこのように答弁をしておられました。

町長選挙も終わり、6月定例会、9月定例会も過ぎ去りました。全地区におけるスクールバスの運行という計画も未だ耳にしておりません。スクールバス運行について、心待ちにしておられる生徒及び保護者の方々から、「町長の昨年9月定例会における答弁はどうなっているのですか。」また、「今年の6月からスクールバス運行が開始されるのではなかったのですか。」という声が届いております。今後のスクールバス運行、下記事項についてお聞かせください。

(1) 全地区における小学校及び中学校のスクールバス運行は、いつ開始を予定されているのですか。

(2) 全地区におけるスクールバスを運行した場合、問題点はないのですか。問題点があれば、その点につきお聞かせください。登壇での質問は以上であります。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、大石議員の質問にお答えをいたします。

1問目でございますが、条例改正の件についてお答えいたします。

わざわざではなく、必要があるために改正をいたしました。

これまでは、転勤や単身赴任で町外に居住し、勤務できない場合、第6条の分限規定で自動失職となってしまうためでございました。

経験豊富な消防団員が、やむを得ずそういった状況になった場合でも、本人の意思があり、かつ消防団が勤務を必要と認めるものであれば、身分を失わないとしたものでございます。

次に、2点目の近隣自治体を条例に明記するかでございますが、一律な明記はいたしません。8個分団それぞれ担い手が多い分団や少ない分団があり、置かれた環境や状況が異なります。各分団の持続可能な運営を続けるためには、多様な考え方が必要であり、近隣自治体を明記するのではなく、消防団が勤務を必要と認める者として幅を持たせる必要があると考えているところでございます。

次に、3番目のア、イについてまとめてお答えいたします。

アンケートは実施をいたしておりません。町としても今までの議論の中で、私が直接支給の方向でお願いをしたということで、各分団に持ち帰って協議をお願いをいたしているところでございます。

ただ、今後、そのアンケートは、また別途お願いをしているところでございますので、その後結果が上がってくると思いますが、その前に私がもうお願いしたということですね、アンケートの結果いかに関わらず。それで、その結果次の会議の際に分団としては町の意向に従うとの報告が全分団から挙げられておりますが、これはまだ予定でございます。

と申しますのは、運営費などは、議会の議決がございまして、私はその時、もし全部個別支給にしますと、町としてもまた追加の運営費をさせていただきたいと申し上げておりますので、これは今のところまだ決定ではございません。これ議会の議決事項もございまして、そういうことで協議を継続をさせていただいております。

次に、4番目の定数見直しの件についてお答えします。

消防団定数につきましては、平成12年1月、消防庁が交付された消防力の整備指針の第36条に、「その総数は当該業務を円滑に遂行するために地域の実情に応じて必要な数とする」と規定さ

れているところでございます。

なお、地方交付金算定における消防団員数は、一定の基準であり、人口区分ごとの消防団員数に人工密度区分ごとの補正係数を乗じて算出をいたします。計算上そうなりますと 264 人になるようでございます。

なお、ご質問の定数に関しましては、今後消防団と協議をし、検討してまいりたいと考えているところでございます。

次に、5 点目のほとんど活動していない団員の件についてお答えをいたします。

このほとんど活動していない団員の定義を明確にする必要があると思いますので、それは行けるのに行かないのか、行きたいのに行けないのか、がでございます。

行けるのに行かないのであれば、それは問題だと認識をしておりますが、このような場合は、消防団による面談等により、休団か退団などの手続きを検討するか判断をしてまいりたいと思っております。

最後に、6 番目の職務の遂行に著しい支障があるときの件についてお答えをいたします。

大石議員のご質問は、『消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律』、いわゆる消防団と充実強化法第 10 条第 1 項の規定の件と思いますが、職務の遂行に著しい支障があるとは、平成 26 年 6 月の消防庁次長通知でございまして、国家公務員において、通常の時間外において国民の生命または財産を保護するための非常勤務に従事する義務が課されている危機管理用宿舎または防災担当職員用宿舎に入居している防災担当職員など一定の状況が生じた場合、通常の時間外においても一定の時間内に勤務場所等に到着して、一定の業務に従事する義務が課せられている職員が消防団活動を行うことにより、当該義務を履行できなくなる場合とされておりますので、大きな一番目の質問については以上でございます。

次に、大きな 2 番目の中学校スクールバスの運行についてでございますが、私は 6 月以降検討すると確かに発言をいたしております。

その状況の中におきまして、全地区へのスクールバス運行というのは、当然必要とされる地区だと思います。学校の近くで全地区入るということはちょっと考えられませんので、その辺の状況もしながら、今回、運行地区の拡大に向けた検討調査の結果につきましては、各学校において各通学距離が一定の距離を超える地区に対して、現行のスクールバス運行の区域に加えて、令和 6 年度から令和 7 年度にかけて、段階的に運行区域を拡大していく計画を立てておりますが、東彼杵中学校におきましては、これまで運行がなかった彼杵地区内で、通学距離が 2km を超える地区を対象に令和 6 年度に太ノ浦地区を含めて 12 地区を追加したいと考えております。また令和 7 年度に旧音琴小学校区になります 4 地区を追加する経過でございます。

次に、小学校では、通学距離 1.5km を超える地区を対象に、現行の 12 地区に加えて、令和 6 年度から 4 地区を追加し、校区内の 22 地区中計 16 地区で運行させたいと考えております。

次に、千綿小学校ではこれまで運行はありませんでしたが、校区内の 11 地区のうち、山間部が多いため、通学距離が 1.0km を超える地区の 9 地区とし、残り 2 地区においても、場所次第では 1.0km の通学距離を超える児童も多いため、その一部を含めて令和 7 年度に導入させたいと考えております。

と言いますのは、例えば平似田などは学校に近い所の地区もございますし、中岳に近い山間部も

ございますが、この地区割りごとに綺麗に按分できるということがちょっと今不可能になっておりますので、そういう形で検討させていただきたいと思っております。

2 点目の全地区におけるスクールバス運行に問題点はないのかということでございますが、まずは、1 点目に運転手の確保と思われれます。

今現在、彼杵小学校 4 台に運転手 5 人、東彼杵中学校 3 台に運転手 4 人、全地区に導入する場合、新規バス導入が 17 台となりますが、そうしますと概算的に 24 人程度の追加の人材確保が必要でございます。

現状におきまして人材確保の見込みというか、見通しについてかなり厳しい状況でございます。

2 点目につきましては、スクールバスの駐車格納場所の確保でございます。

送ってあと待機する場所とか保管する場所等も今後検討してまいらなければならないと考えております。

3 点目に、学校でのバス発着場の選定及び確保です。

これは、非常にスペースが必要になりますので、学校ごとで発着場所を設定する必要がございますので、そういう学校の近くまで行くのか、途中で降りていただいて後は少し歩くのか、その辺もまだ検討する余地がございます。

それから 4 点目でしたが、学校周辺のこの渋滞を誘発するというのもちょっと危険でございますので、先ほどと同じでございますが、そういうのも交通状況等、また想定しながら検討をしなければならないと思っております。

それから、5 点目に関しましてはスクールバス運行に係る経費の大幅な増額でございますので、今後その新規のバスの導入等を検討しながら、どういう状況で年度ごとに入れるのか、その辺につきましては、今、デマンド交通の実証実験もいたしておりますので、急にできなかったというのは、状況が刻々と変わっております。それとライドシェアとか民間車ですね。その辺も検討できないのかと思っておりますので、まずは 5 年度にちょっと一部、6 年度の当初に一部導入をしますけれど、全体的な計画、私はこういう計画がまだ上がってきていなかったのので先に発表しましたが、その辺も総合的に含んで、うちの財政力とも勘案してですね、どのくらいということでございます。

だから、全地区と申し上げましたが必要な所は全地区です。学校周辺の例えば蔵本とか本町、東町地区は、たぶん、徒歩でお願いせざるを得ないというところでございます。以上、登壇しての回答といたします。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

それでは、1 番目の消防団について質問してまいります。

まず、1 の（1）項から質問してまいります。

波佐見町や川棚町の条例についても、どのようになっているか調べられたと思います。

波佐見町や川棚町の条例は、消防庁が示しております「〇〇市町村消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例」、これがですね、例が昭和 40 年 4 月に出されております。

昭和 40 年 4 月に出されているんですけど、これをほぼほぼ完全に川棚町・波佐見町は踏襲しております。

資料の一般質問資料その1をご覧ください。

東彼杵町消防団員定員、任免、給与、服務等に関する条例の対比表であります。

旧条例と今年6月に改正された条文を、必要な箇所を書いております。記載しております。

東彼杵町において、今年6月の改正では、第5条の資格条項の(3)項に定められていた「六月以上の長期にわたり、居住地を離れて生活することを常とする者」という条文を削除されました。削除されました。

そこで、第4条の任用に対する町長の解釈について再度確認をしたいと思います。任用、まず、4条の方、その1を見てください。

頭にですね、消防団長は消防団の推薦に基づき、町長が、消防団長は町長が、その他の基本団員は団長が、次の文言が大事なんですよ、次の資格を有する者、資格ですよ、資格を有する者のうちから町長の承認を得て任用するとなっている。

その資格とは何かというと、次の(1)項なんです。「当該消防団の管轄区域内に居住し、または勤務する者」、明確に書いてあるわけです。だから、今回5条6条で作られた条例改正文は、まさにこの任用第4条の部分に抵触をしているわけでございます。

そしてですね、資格条項5条となっておりますけれども、資格条項5条となっておりますけれども、国が定めた条例案、それから川棚、波佐見町の条例案は、資格条項とはなっておりません、国が定めておる欠格条項となっております。欠格なんです。もともと違う。こういうところをですね、やはり明確にされておるわけでございます。

だから、町長は、先ほど言われました消防団の意思を尊重してやったということでございますけれども、この町の条例が任用第4条のこの資格という、4条、5条、6条とありますけれども、4条の方が重いんですよ、規定は、上の方は。この点について町長のちょっと見解をお願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに4条の資格というのが重いのでございますが、うちの今の現状を考えながらですよ、もう今年もそうですけれども、退団者が数十名、入団者が2名とか、そういうことになっておりますので、一気に私はここでこういう資格条項だけで当てはめて良いのかどうかちょっと悩みましたけれども、今度分限の第6条でこういうことを決めさせていただいたということでございます。

確かに、昔なら当該消防団員の管轄区域内に従事して勤務するところは、定員は、応募してもまだ団員数が多くて入れなかったという状況でございますが、この辺を考えながら、今後この任用4条の方につきましても私はちょっと検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

やはり国が定めた法律とか町が定めている条例が一番多いんですよ。意向じゃないんですよ。ね、意向とか消防団の歴史とかいうものではありません。国の法律とか条例が、日本は法治国家ですから、その条例を、町当局は遵守しないでどうするんですか。

今、町長は検討すると言われましたから、是非検討していただきたいと思います。

質問を変えます。9月の一般質問において、町長はどのように答弁をしておられました。

町長の消防団に関する役割は、消防団長を任命するだけです。これ2回答弁しておられた、2回。ですね。本当に町長の消防団に関わる役割は、消防団長任命するだけなんですか。確認です。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これはですね、条例上に私がそう申し上げておりまして、団長は町長の承認を受けて町長が任命します。しかし、団員は団長の指揮の下に動くとなっているんですよ。しかし、責任は、それは私消防長ですから、全責任は町長にあります。ありますが、私はその状況の中で、あとは団にお任せをする。と申しますのは、例えば火災などの時にですよ、消防車の配置とか、水利の状況などは私がいちいちこう指示もできません。これはやはり団長にお任せをしなくちゃいけない。だから、そういう意味で申し上げたわけでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

火災の現場のことを言っているんじゃないんです。私は消防団に関わる全てのことを言っているんですよ。消防団長任命するだけじゃないんです。

じゃあ、消防団をですね、これどこだったかな、いいです。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律がですね、平成25年12月13日に制定をされています。

この法律第3章第1節第8条、第8条ですよ、これは消防団の強化について。第9条には、消防団への加入促進について。第13条には、消防団員の処遇の改善について、次の文言が大事、自治体が成すべきとの記載がなされている。この自治体が成すべきことということは、町長ですよ。町長がやってくださいよということでございます。

その中の第13条の記載内容を紹介します。「地方公共団体は、消防団員の処遇改善を図るため、出動、訓練、その他の活動の実態に応じた適切な報酬及び費用弁償の支給がなされるよう必要な措置を講ずるものとする。」、このように定められています。

町長の役割は、このように消防団長任命するだけではないんです。町長自らこの法律に基づき、消防団の処遇改善等必要な措置を講じていかなければなりません。

私は昨年9月定例会において、このような視点に立って質問をしてまいりました。一般質問資料その3をちょっとご覧ください。

三町の消防団長の年度総収入をご覧ください。上の段です。このようになっています。

町長はですよ、手当を含めれば、三町の団長等の年間報酬はほぼ同じ、このように答弁しておられました。確かに、令和4年度の場合、特に川棚町の団長の手当、これ見てみますと、報酬は14万8700円、出動訓練手当が13万8200円、合計すると28万6900円になっているということでございました。波佐見町は24万1200円、東彼杵町は32万8000円でございます。

で、これらは出動機会がですね、川棚町はたまたま、たまたま出場機会が多かったからであり、常に多く年間収入があるとは限りません。

この年額報酬の設定についても、消防団の意向を尊重されて決められたんですか。これは岡田町長じゃなくて前の町長だったと思うんですけど。そういったことで決められたんでしょうか、その点をお伺いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その前に先ほどの町長の職務ということでございますが、町長の職務、当然、資機材とかですよ、そういう設備、整備につきましては、防火水槽もそうでございますけれど、これは町がしているんですよ、私が言うまでもなく。だから、町長の責任ですよ、仕事上の中でですね。だからそういう意味で申し上げておりましたので、それは誠に申し訳なかったなと思っております。

この28万8000円はですね、以前も申し上げたと思いますけれども、昔のうちの町の特別報酬の中で議長が28万8000円だったんですね、教育委員長とか。そういうことでたぶん決められて、そこに話し合いをされて決まったものだと思っております。

私も消防の主任をしておりました時もずっとそれで来ておりましたものですから、川棚町、波佐見町は、例えば会議に出務するとか手当が別に出ているんだということでありました、先ほど大石議員が説明されたようにですね。たまたまとおっしゃいましたけれど、ずっと前もですね、うちよりたぶん多い時期もあったと思うんですが、これはそれとして、これは町の昔からの考え方で私が決めたわけではございませんが、そういうふうな歴史的な流れで決まったものと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

町長は過去、議長の報酬を右へならえして、この28万8000円を決めたということなんですけれど、これはですね、どこにも定めがないですよ。根拠がないですよ。私はそれであってはならないと思いますよ。

やはり、せっかく近隣三町があるわけですから、これは川棚町、波佐見町の町長さんと一回話し合われてですね、やはり極端にその消防団の報酬が、ちょっと極端に違っているということのはいかなものかなという感想を持っていますので、三町の町長と話し合われること、町長自らですよ、提案されることないですか。いかがですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それは、私は話し合うのはやぶさかでないと思います、私が提案してですね。

ただ、申し上げたいのは、いつも申し上げましたように、川棚町よりうちは面積が2倍ある、いつも言っていますですね、面積。火災だけでなく風水害の時の対応でその役職に応じて責任が応じてくる。毎回出動をお願いをいたしております、災害、台風とかですね、そういう時。

それともう1点は、今行方不明者の捜索にも消防団員をお願いをせざるを得ません。それは警察とも協議をしておりますけれども。そういう段階で、今、最近になって3件行方不明者の捜索をお願いをいたしておりますが、3件ともまだ発見に至っておりません。

そういう感じで、団長、副団長、それから分団長、責任の度合いに応じて、私はこういう報酬が決められているものだと思っておりますので。

今後、言われたように川棚町、波佐見町とまた3人寄った時に私から申し入れをしてみます。よろしくをお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

東彼杵町の面積と言われますけれどね、東彼杵町には山とか大野原演習場とか、特別消防団が関与するような面積のない所もあるわけですよ。

したがって、そしてその他に団長の報酬だけではなくて、分団長の報酬ももう2倍。例えば、ある分団によってそのある分団、東彼杵町分団が波佐見・川棚の2倍もあるかと、そうでもないところもございます。

だから、そういったことを踏まえて、是非ですね、今町長が答弁されたように、波佐見、川棚の町長とよく、あまり三町が報酬とか出動手当とか、訓練手当とか差がないようにやってもらっていたきたいなと思います。

次の質問に移ります。

今度、一般質問資料その2をご覧ください。これは消防団員に関する三町の対比表です。先ほどちょっと紹介しましたがけれども。その下の一番、資料の一番下の報酬支給方法のところをご覧ください。

一番下のところに各分団に支給、各分団に支給と東彼杵町の場合は。東彼杵町は本部団員、分団長へは個人口座に支給するというをやっております。

そして、分団員、基本団員には分団へ支給、こういうことを今現状行われているわけですね。まさにこれは、二重行政ですよ。

この二重行政、消防団長、副団長、それから分団長には個人口座に支払う。各分団の団員さん、基本団員には分団が吸い上げて一括管理をしている。こんな二重行政を、についてもですね、消防団の意向を尊重されて実施されているんですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

お答えします。これはですね、私が町長になる前からそういうことでございますので、消防団の意向かどうかわかりません。わかりませんが、今私が協議をさせていただいておりますので、今後どういう、私はそのお願いをしておりますので、直接支給。これは予定です。

しかし、先ほども言いましたように、直接支給の中からその団の運営費を皆さん抛出されて運営されてきているものですから、またそれをなくなって運営費だけ町が他所の町みたいにするというのは予算を伴いますので、決定じゃなくて今ずっとちょっと協議をさせていただいているところでございますので、その辺はよろしくをお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

この報酬の支給方法については、先月 20 日全員協議会の場においてですよ、議員皆さんの場において、来年度から個人口座に振り込むという説明を町長なされましたよね。それは私の理解、間違っているなら間違っている、そういう説明していないと言えれば説明していない、どちらだったです。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そういうことで個人の支給に、直接支給にしたいということで私が申し上げました。

だから、今、そういうことは条件じゃないんですけど、その代わり分団の運営費も私は消防団と協議する時に、また直接お金を組みますと申し上げましたから、これは私が言うだけじゃなくて議会の議決事項になります、予算が伴います、何百万か。それがずっと永遠に続くということでございますので、その辺はまた議会の皆さんと協議をさせていただきますが、私は団員の皆さん方をお願いをしたということで、直接支給でですね。そういうことでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

ここはですね大事なところなんです。町長は、この前 11 月 20 日の時、22 日の消防団との協議ですね、10 月 17 日の協議において各分団長の了解得られたというふうに説明されたんですよ。されたんです。だから、了解を得られたから、来年度から個人口座に振り込む。このように、ここにおられる議員のほとんどは了解しているんですけど、ちょっと違うんですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

アンケートはまだとっていませんけれど、私がお願いをして、そうしたら町長の意向に従うという報告を受けましたから、直接支給にやりたいんですが、条件としてですよ、何回も申し上げますように、また別に予算を組まなくちゃいけないんですよ、運営費、活動費ですね。

だから、その辺が議会の議決がまだ得ていないところで、私の考えだけ申し上げたから決定じゃないというところがそこです。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

じゃあ、町長としてはそのようにしたいけれど、議会の議決を待っているというふうに理解してよろしいですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

私の考えはそういうことでお願いをして、1 か月経って分団からもうやむを得ないという考えで

受けましたので、その代わり条件として私が出したような形になるわけですが、活動経費。それはまた予算が余分に、一般財源を投入しなくてはなりませんので、その辺を、また議会のあれもありますし、あと団がまたどういう答えをされるのかですね、それが駄目だとなった時に、団がやはり運営ができないとなれば、ちょっと厳しくなるのかなとは思っております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

次の質問に移ります。大きな（2）番目の質問ですね。

具体的にその近隣自治体とは明記しない。多様な考え方があるからと言われましたけれども、消防団の意向に任せるとのことなんですけれども、近隣のある、決めるのは消防団が決める、本人の希望、あとはそして消防団が決める。これで消防団、おそらく消防団といっても消防団長が決められるでしょう、あるいは分団長とか。消防団長は決められると思うんですけれども、そんな曖昧な考え方でいいんですか。非常に、消防団長も分団長も判断に苦しむと思いますよ、明記しておかないと。私はそう思うんですけれども、やはり、条例でなくても、規則でも要綱でも私はいいいと思いますけれども、明確に示す、ある程度基準というものを示しておかないと、これは福岡であったり佐賀市であったりという。町長は一般的な、何と言いましたかね、社会的通念上という言葉、その社会的通念上という言葉です、非常に曖昧と言わざるを得ません。

これ明記条例じゃなくてもいいですから規則とか要綱にも明記されないんですか。再度確認です。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これはですね、地理的にほとんど不可能だという所はたぶんもう休団か退団かお願いしなくちゃいけないんですけれど、県内に勤められている所に、やはりまだしばらく1年かいくら異動とか何とかあった時に戻ってこられたりした時にですよ。そういう形も含めて、ここは駄目だ、そこは駄目だというのはちょっと私は明記はできないと考えております。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

1 年以内に戻ってくる時は休団させればいいんですよ。ね。

そういうことじゃなくて、やはりその間、あれですよ、実際に勤務できない人も、消防団の報酬をこれから払っていくんですよ。個人に支給しようが、分団に支給しようが報酬を払うんですよ。ほとんど活動できない団員に、活動できない、遠くに行った人に、距離を決めないでもし認めた場合は、税金の適切な運用とは私は思えません。よく検討してください。

次の質問に、（3）項に移ります。本項アンケートは実施していないということで、直接支給でお願いしたということでございました。

あと、別途計画をしたいということですが、確かに直接支給ということは予算が掛かりますからね。最終的には議会の議決が必要なんですけれど、私は、町長の考え方を聞いているんですからね。町長が消防団との分団長会議においてどのようにして、分団長はどのようになったかという

の確認しているわけでございます。

アンケートは実施していないということなんですけれど、分団長の意向は、もう1回確認しますよ。その分団長会議で了承していただいたという認識でよろしいですか。お願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その時点で私がお願いをして、全分団が町の意向に従うという答えをいただきましたから、条件として私がそういうことでお願いをしたということでございますので。

今度、アンケートはとっていませんけれど、再度またアンケートをですね、今度は大石議員がおっしゃったように、記名でやります。記名でお願いします。記名、無記名ではなくて。本当の、どういうものかという気持ちが、団員それぞれがですね。

ただ、ここに挙がっておりますように、色んな士気が下がるとか、そういう反面、状況もございまして、一応お願いはしておりますが、今後また、今年の12月は無理でございます。来年度ですね、12月のそういう形になると思いますが、それまでにとりますので、またもう1回報告をいたします。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

私はですね、町民の方々に繰り返し繰り返し言っていることはあります。それは何かというと、議員は、議会の議員、あるいは議会の一つの役割はですね、一つですよ、一つの役割は町政の監視にあると思っております。

監視の原点は、町の行政が国の法律、それから町が定めた条例、規則、要綱に基づいて適正に執行されているかどうか。予算が適正に執行されているかどうか。そういうことにあると思っております。

これまで、私は町の補助金交付違反問題、それから前教育長の人事権逸脱事案、それから今回の消防団員の報酬支給事案等、町のあるべき行政について法令遵守と、法令遵守という観点から質問をしてまいりました。

これはですね、昨年9月の時点で私が一般質問したことを町当局が真剣に受け止められて、弁護士さんや県の担当者、消防に関する県の担当者、近隣の自治体の消防団、報酬に関する状況等、真剣に調査をしておられれば、もう今年の4月から波佐見町のように実行できていたのではないかなと思っております。

町長、この点に関する私の今言ったことについて町長のお考えをお聞かせください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

前回は無記名に近いようなアンケート、団員でされているんですね。団員の方の意見を聞いておられる。分団ごとに直接か間接か聞いて意見が出たんですよ。ほとんどの方が間接支給でやっていただきたいということが出てましたものですから、私が今度お願いをしたという形になります。

ただ、近隣の市町を聞いてもっと真剣に取り組めばよかったと言われますけれども、大石議員が挙げられております消防庁長官の策定等に通知がございましたですね。これは消防組織法で、あくまでもその助言として発出するもの。法律じゃないんです。法律が、直接支給を絶対しなさいとなればそのとおりです。ここはですね、法律じゃなくて助言なんですよ、助言。消防の第171号で出した消防庁長官の発出ですね。

ここに、あくまでも助言としてされていたもんですから、私がお願いをせざるを得ないということとでございました。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

今町長が主張されている、ここに根拠があります。消防団員の報酬等の基準の策定等について、これ消防庁長官から令和3年4月13日に発出をされております。

その1ページの下に町長、本通知は消防法、組織法の規定に基づいて助言として発出、まさに助言です。私は百も承知なんですよ。

それを踏まえて、その次のページ、2ページ3ページに書かれていることについてですね、別紙第1の非常勤消防団員の報酬等の基準について、第5、第5に書いてあります。

報酬及び費用弁償は、消防団員個人に対し、活動記録、活動記録等に基づいて、市町村から直接支給する。こういう文言で助言をしているんですよ。

こういう助言はですね、やはりアドバイスであったとしても、極力、地方自治体はその地方交付税、消防団員のやつを国から財源を頂いているわけですから、もうほとんどの国の自治体がもう80%以上はそれに見習っているという実態。

長崎県下でも県下8町の中でやっていないのは東彼杵町だけなんですよ、そういうことをしてないのは。全部、消防庁のこの助言に基づいて訂正されています。

こういう実態を真摯に受けとめられる必要があるんじゃないかということを、町長は助言、助言、助言、助言ともう何回も聞きました、私は。もうそういう段階ではないんじゃないですか。いかがですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これはですね、東彼杵町の消防団が今までずっとこういう形でやっていただいて、自分たちの活動されていたもんですからお願いをした。しかし、団の調査では本当にどうか知りませんが、間接が良いということで、そこではその場では言えない人もいるんじゃないかと大石議員がおっしゃいましたので、今度、記名で、紙で投票する。そこでもう1回確実に皆さんの意見をまとめたいと、私考えていると言いましたですね。だから助言ではやっていただけれども、前回、私がアンケートをとる間もなくお願いをした、これを受け止めてお願いをしているというところで、そういう町の方針にも従ってもいいんじゃないかという意見が出たもんですからそういう発言をしているわけでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

最後の方になりますけどね。また今の町長の答弁については、ですけど。一般質問資料その 3 をご覧ください。その 3。

その 3 の中に、私に寄せられた消防団員の声、7 項目あるんですよ。これ全部やりませんけどね。まず 4 番目、ちょっと読み上げますね。

一部のもの、団長・副団長・分団長及び本部要員だけに、個人口座に振り込み、他の団員の報酬は分団に振り込む町の行政、差別もひどい。平等にしてもらわないとやってられない。町の消防団に対する行政はおかしいという声、これに対する町長の見解をお聞かせください、この声に対する。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

こういう声が、直接私も聞いておりませんけれども、それは、団の中で一部の人の声もあろうかと思いますが、私は今度は本当にアンケートをとって、はっきりですよ、こういう方はもう直接や間接でも良いというのがわかりますから、それでもう決定をせざるを得ないと考えております。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

わかりました。

じゃあ、7 番目の声、個人支給になれば、分団の運営が成り立たなくなり、消防団が消滅するという声。これについて、町長の見解をお聞かせください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これは、先ほども申し上げましたように、団の報酬の中から、例えば運営、消防組織集まって話し合いをするとか、そういうのをその中から出していただいていたということは、非常に私は申し訳なかったなとは思っております。

ですから、こういうことで意見が多いのではないかなと、消滅する。

この前 1 回目の時にも、ほとんどがですね、皆さんの意見を聞いたら、間接支給でお願いをした。7 分団でさえもそうでしたよ。ただし、団長さんがそういう形ですけども。

だから今度、私はこれにけじめをつけないと、こういうことですね、消防団が間接、直接と、ちょっと時間を潰すのは、ちょっと非常に消防団に気の毒だなと、本来の職務上ですね。

だから、今回、本当に記名でやって、また団の意見を聴いて、この間、団の意向に、町の意向に従うでございましたけれども、アンケートはとっていなかったものですから、そういう形でやらせていただきたいということでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

川棚町の事例を話しましょう。

川棚町はですね、令和3年度、令和3年消防長の通知に基づいてですね、議会、町の執行部議会は喧々譁々やったそうです。やって、消防団の報酬を個人口座に振り込む、そして、さっきこういった分団の運営費、確かに減ります。

そして、その分団の運営費、必要なものについては審議をして、そして、町から適正に分団の運営費を支給すると、分団の運営が困らないように、この声に対する手当をしたということを聞いています。

こういうことに対して、やはり執行部は、私たち議会もこれについて真剣に議論せんといかん話なんですけれども、執行部として分団の運営費という観点から見直しをされるかどうかお聞かせください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今、運営費を見直す方向で町もしていますけれども、例えば後援会費の金額も違う、消防団員の数も違う、そこの地区の範囲も違うということですね、非常に難しいところもございますが、それは当然直接になればそういう形にならざるを得ないということです。今ちょうど研究というか、計算の方法をしておりますので、そういう形であります。

○議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

後援会費はですね、町の行政と違うんですよ。各分団の抱えている地域の問題であって、だから集める後援会費違いますよ。同じ4分団の橋ノ詰の地域でも温度差があります。それは地域の問題であって地域が考えること、後援会費は、多いとか少ないとか。

問題は、やはり報酬を支払って、分団の運営費が、運営が成り立つかどうか、成り立たなかったら後援会を除いておって、ちゃんと手当してあげることが、私は大切かと思っております。

次に、質問いきますね。次の質問、時間ありませんのでね。

あと、(4) 項の消防団改編見直しについてはですね、町長は地域の実情に応じてということをおっしゃいましたが、消防団の役割、役割は火災対処から水害とか、がけ崩れとか先ほど言われた行方不明の捜索者とか消防団に求められる役割の比重が変わってきていると私は思っています。

もう昔の時代は火災も多かったです、薪でストーブを焚く、ストーブとかですね。それからお風呂も薪で焚くとかやっていました。もう時代が変わってきています。火災に対する出動の割合も減ってきています。

そういった役割の変化、これに対してとして、東彼杵町には、大音琴に消防署もあります。消防団0Bの方からですね、例えば、例えばですよ、その方の声を紹介します。

例えば第7分団と8分団、これを一つにする。第4分団と第5分団を一つにする。統合する、検討する時期に来ているのではないかという声が私に寄せられております。

私も人口減少の中、団員も希望する人はいない中、検討に値することだと思っているんですけども、町長の見解を聞かせてください。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かにですね、歴史的に見て第7分団、7分団は、元々4分団から合併した時に千綿村と彼杵町と合併した時に7分団が別れたんですよ。4分団、元々4分団の管轄で一緒にしていましたが。ただ、この改変につきましては、地域の皆さんの声も非常に重要になってまいりますので、私がそれをこうする、ああするというのはちょっと言えないのかなと。やはり地域の声を聴いて、消防団、それで消防団員の皆さんの意見を聴いて進めなくては、これは上からのそのトップダウンではできない条項だと私は考えております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

6番議員、大石俊郎君。

○6番（大石俊郎君）

もちろん地域の声を聞くのは当然であり、しかし、言い出しっぺ、問題定義、これをするのは町長だろうと思っておりますのでよろしくお願いします。

次、消防団員の定数の見直しの必要性について資料の4を見てください。

もう結論から申し上げますとですね、この消防団員定数というのは人口数、人口数と町長も言われる人口密度からなっています。人口密度で補正係数をやる。

しかし、東彼杵町、川棚町、波佐見町の人口密度による補正係数は1.0となっております、人口密度によってケースを直す必要性はありません。

したがって、基本的に人口数によって消防団員の定数が定められてくることになります。東彼杵町の場合は210人、川棚町は267人、非常にそして、川棚町の消防団は290人、今定数はですね、非常に近い。東彼杵町の場合は210人という消防長の資料からの計算と、379人というあまりにも大きく乖離しているわけでございます。ですね。

この消防団員定数の見直しの必要性について、町長の見解をお聞かせください。これもあれですかね、地元の声を聴かんとわからんとですかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

実はですね、この計算方法が人口が7,721人、国勢調査の所でされておまして、面積が74.29。それから人口密度が平方キロが104人となっております、私たちが計算しておりますところでは264ということで計算例となっております。これはちょっと計算の仕方もいろいろありますが、定数の見直しについては、まず団と協議をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

それと、もう一点いいですかね。

先ほど、消防団がその報酬によって皆さん団に入っておられる方は、たぶんほとんどいないと思うんですよ、3万6500円、月に3000円なんです。

もう私が聞いた声ではもうそしたら入らなくてですよ、消防団に入らなくて、自由に野球観戦と

かした方がまだ良い。土日も出なくちゃいけない、訓練も出なくちゃいけない。

だからそういう報酬の問題じゃないというのも私は団員の皆さんから聞いておりますので、よろしくをお願いします。

議長（浪瀬真吾君）

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

次の（5）項の質問に移ります。

ほとんど活動していない消防団員の対応について定義を明確にする必要があるということ、それから休団とか退団。

あのですね、町長、休団、東彼杵町は定めている休団について高月課長から令和 5 年 2 月にもらった資料、ここにあるんですよ、休団。この中にですね、この休団の理由はですね、こうなっているんですよ、目的が。消防団員が生業や、育児等のやむを得ない事情ということで、明確に東彼杵町から他所に転出してということはね、書いてないんです。その辺のところの休団。

○議長（浪瀬真吾君）

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 52 分）

再 開（午前 10 時 52 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に戻り、会議を続けます。

簡潔をお願いします。時間をオーバーしております。

6 番議員、大石俊郎君。

○6 番（大石俊郎君）

最後ですね、

最後に、最後の質問ということで町長、お答えください。

大きな 2 番目の質問、中学校スクール問題の件ですけれども。

○議長（浪瀬真吾君）

時間です。

○——△——

認めない。

○議長（浪瀬真吾君）

認めません。オーバーしております。

○——△——

わかりました。

じゃあ、これは 3 月に楽しみに、町長、待っていてください。以上で終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

これで、6 番議員、大石俊郎君の質問を終わります。

暫時休憩します。

暫時休憩（午前 10 時 52 分）

再 開（午前 11 時 05 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、1 番議員、大安義和君の質問を許します。1 番議員、大安義和君。

○1 番（大安義和君）

皆さま、おはようございます。1 番議員の大安でございます。

ただいまより、一般通告書に沿って質問させていただきます。

まず、大きい 1 番、ふるさと納税について。

地方では様々な行政サービス享受した多くの人は、やがて生活の基盤をふるさと以外に移し、その自治体に納税をします。このように人の移動への考慮に欠ける、現行の納税制度のギャップを補うために、2006 年 10 月当時の福井県・西川知事が「故郷寄附金控除」の導入を提唱し、時の総務大臣だった菅元総理が動き出したのがふるさと納税の起源とされています。

2008 年 1 月 1 日から支出された寄附金から適用されて、幾度かのルール改正を経て 16 年目に入っております。

地方は、アイデアを駆使して増収に努めてきましたが、諸経費の高騰が受け取る自治体で増えていることや、本来の趣旨を逸脱する過度な競争が問題視されるのを受け、国は、本年度の 10 月 1 日付で、ふるさと納税制度におけるルールの厳格化に踏み切りました。そこで、町長に質問いたします。

（1）寄附額の推移について

去る 10 月 21 日の「東京東彼杵会」110 周年記念総会における PR 資料「4 年の趨勢」によりますと、寄附額は、2008 年の 10 万円に始まり、その後 M 字カーブを経て、2020 年には約 3 億 4600 万円の大台に乗せ、驚異的な V 字回復を果たしていますが、要因は、2015 年度に行われたルール改正の効果か、町独自の施策があったのかお尋ねします。

（2）今般のルールの厳格化が本町のふるさと納税に与えている影響について

まずは、適応基準の改正である「送料等の経費や手数料・諸経費を寄附金額の 5 割以下とする」となり、返礼品は 3 割の枠内とされました。これでは返礼品の寄附金額を上げるか、金額は据え置くが、量を減らすということになるのではないかと、また、ワンストップ制度の申請書も、納税者の提出義務となります。

次に、地場産品基準の改正では、「原材料が当該地方団体と同一の都道府県内産であるもの」に限り返礼品として認める」とあり、外国産などの肉を加工した「熟成肉」や他都道府県で収穫され精米された「米」は、自治体の地場産品として認められなくなる。

更に、「付帯するもの」かつ「価格全体の 7 割以上であること」の変更は、セット品、いわゆるコラボ品に与える影響は大きいものと考えられます。

以上、ふるさと納税制度を取り巻く環境は、諸物価高騰、インボイス、今般のルール of 厳格化等々、四面楚歌と言っても過言ではなく、税収の減少に繋がるのではいかと危惧いたしております。

ルール改正から2か月経過する中で、町長におかれましては、どのように準備をされ、対策をとられているのかお尋ねいたします。

次に、大きい2番、水道事業及び有収率の低下について。

水をいかに浄化し、安全・安心に、かつ安定して供給することが水道事業の使命と考えます。

有収率の低下とは、「水道管に送った水が蛇口まで届かない状態にある」ということになります。

2018年1月の「東彼杵町水道事業経営戦略」によりますと、2014年度の有収率は約88%台にあり、2015年には76%まで減少し、2022年度の会計監査の意見書によりますと、有収率が73.3%となっており、長崎県平均の75.3%を2%下回っています。そこで質問いたします。

(1) 2015年の急激な有収率の低下の原因は、配水流量が不明だった配水池に、流量計を設置したことで流量管理の精度が上がり正確な把握ができるようになったとありますが、突発的な水漏れ以外は別として、恒常的な水漏れ箇所の把握状況とその対策についてお尋ねします。

(2) 本町の広大な面積に対して、配水管の総延長はどれくらいですか。

また、配水管の法定耐用年数は一律40年とされていますが、耐久性は技術の進歩で格段上がっているとはいえ、本町の配水管の老朽化と水漏れとの因果関係の有無についてお尋ねします。

(3) この耐用年数の規定は、水道事業全般の施設等への大きな縛りとなり、将来的な減価償却費や水道料金査定に影響がでるのではと危惧されていますが、メンテナンス期を迎える本町におきましても、近々の課題となるものと思われませんが、町長のお考えをお尋ねします。

大きい3番、農地の転用について。

私が居住する地域の蔵本郷では、10年のスパンで見れば、集合アパート、コンビニ、歯科医院、保育園、ホームセンター、障害者支援施設、飲食店が次々に立ち並び賑やかな地域となる中で、今般、一戸建住宅が十数戸になる開発が進み、居住者が増える傾向にあり、なにより、国の財産ともいえる子どもが増えること期待されています。

この要因は、農地法で定める、第3条、第4条、第5条の転用条件を全てクリアした土地であり、他より開発が容易だったことと思われます。

田畑は有るも後継者は居らず、当該人も年をとり耕作が叶わないという中で、放置して荒らせば近隣の田畑に迷惑をかけるので、やむなく耕作等を委託、若しくは耕作賃を払い赤字を出しながらも田畑の維持に努め、更に固定資産税を払っている人が少なくありません。

また、地権者の中には何も対策をとらないのか、あるいはとれないのかで、耕作放棄の水田が出ており、高齢化に沿うように耕作を代わりに請け負う人も激減すると思われます。

そもそも水田はチッソ・リン酸・カリが絶妙に配分されている肥沃な土地なので、1年も放置すれば雑草等が生茂り、病害虫が巣どう荒地と化し、元に戻すには雑草等を刈り、それらを燃やした後に、土を起こす等々の手間ひまを掛けなければならないので、安易に請け負うことが困難になります。そこで町長に質問いたします。

(1) 利便性の良い農地で、転用についての相談等はきていないのかお尋ねします。

(2) 農地の開発については、過疎指定地域は、国に対し農地転用の条件となっている農地法の第「1 種農地」・「2 種農地」・「3 種農地」を緩和して、「農地転用の特別区域」の指定を受けることはできないのかお尋ねします。登壇しての質問は以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

大安議員の質問にお答えします。

1 番目のふるさと納税についてでございますが、ふるさと納税業務につきましては、以前は係員が直接行っておりましたが、その後、業務委託を委託業者をお願いしております。

委託業者による返礼品の掘り起こしや、ホームページの作り込みなどが功を奏し、近年の寄附額増に繋がったと考えているところでございます。

次に、質問 2 のルール改正でございますが、今回の適用基準の改正につきましては、今まで基準外だった経費を含めて寄附金の 5 割以内に収まるよう改正がっております。

対策としましては、冷蔵・冷凍などの配送コストが高い商品の一部を寄附金額を上げる対応を行っているところでございます。

現在、色んなことを行っておりますが、寄附額減少が懸念されるところではございますが、どの自治体でも条件は同じでございますので、今後の寄附額の推移を見ながら、ルールの範囲内で対応を行ってまいりたいということでございます。

なお、当町は、熟成肉や町外の米を返礼品としておりませんので、地場産品基準改正の影響はございません。

次に、水道事業における有収率の低下についてでございます。

1 番目の質問でございますが、漏水箇所の把握はその大半が住民からの通報によるものですが、その他にも委託している毎日の施設点検や毎月の検診時に漏水が発生していないかどうか確認を行っています。

また、毎日の点検や遠隔監視により、配水池の水位が通常より低下していないかどうか監視をいたしているところでございます。

町民から漏水の通報があれば、職員が現地に赴き、水道水かどうかの確認を行っております。これは試薬にて確認をいたし、水道水であれば、指定業者に漏水修理を依頼し、作業には職員が立ち会うので、その上施工をしているところでございます。

また、専門業者による調査費を予算計上し、漏水が頻発する地域や有収率が低下傾向にある地域などを対象に、調査を外注しておりまして、漏水が確認されれば、指定業者に修理を依頼して職員立会いのもとに修理を行っているところでございます。

2 番目の配水管の総延長でございますが、総延長は約 15 万 4900m あります。

配水管の老朽化と漏水との因果関係についてはあると思っております。

全国的にも老朽した水道管の破裂や漏水、水管橋の落下事故などが報じられており、水道事業を取り巻く課題の中でも最も重要なものであると思っております。

次に、質問 3 でございますが、耐用年数でございます。

償却資産のうち、有形固定資産の耐用年数は地方公営企業法施行規則の別表第 2 に定めてありま

す。耐用年数は資産が使用できる期間の目安を法的に定めたもので、減価償却の計算期間を法的に定めております。

このため、同規則の第 13 条から第 20 条までの規定に基づき、毎年度償却資産の減価償却を行っているところでございます。

地方公営企業法施行規則の別表第 2 に規定されている有形固定資産の耐用年数は、種類別に構造又は用途で分類され、更にその中で債務ごとに耐用年数が定められていますが、有形固定資産は多種多様であり、材質や環境によって使用できる期間が異なることはあると思いますが、多くの資産を現行の規則で定めている区分に加えて、材質や環境などを踏まえて、各々の耐用年数を設定することは現実的に困難であります。

地方公営企業法施行規則で定められている以上は、法定耐用年数に応じてそれぞれの資産の減価償却を行うことが適切な経理処理だと考えているところでございます。

また、料金収入につきましては、水道事業経営の中でも主要な収入源であり、収益の中核となるものです。水道料金の査定につきましては、中長期的な視点、財政収支の見通しを検討し、収支のバランスを保つ必要があると考えております。

収入におきましては、人口減少に伴う給水人口及び給水量の減少による料金収入の低下は、本町だけではなく全国的な傾向予測をされているところでございます。

また、支出においても多くの資産が耐用年数を迎え、修繕や更新にかかる費用が増加していくものと思われています。

このような状況下において、更新需要を捉える上で、資産の耐用年数は一つの目安になると思いますが、地方公営企業法施行規則の別表第 2 に定めている耐用年数では、例えば水道用の配水管は材質に関係なく一律 38 年と規定されています。

減価償却を計算する上で、耐用年数はある程度の範囲で一律に定めた方が、事務的にも容易であると思われるので、一方で資産の更新需要を検討する上では、対象となる資産の材質や構造による差がなくなり、適正な更新時期を把握できない可能性があると思われます。

このため、法定耐用年数のみで更新時期を迎えるのではなく、実態に即した更新需要を把握することが重要であると考えております。

一つの目安としましては、厚生労働省の実施使用年数に基づく更新基準の設定例などを参考に、更新需要を算定している場合もございます。

公営企業の経営におきましては、適正な資産管理と適正な料金水準の維持が不可欠でありますので、資産の更新計画におきましては、様々な条件や資料をもとに総合的な検討により、更新費用を算定し、財政収支のバランスを均等に保てるよう、料金水準に設定することが必要であると考えているところでございます。

次に大きな農地の転用につきましてでございますが、一番目の転用についての相談はきていないのかでございますが、広域農道沿いの農振農用地の除外、転用の相談を事業者から数件受けているところでございます。

また、個人の住宅建設につきましては、例年数件ほど転用申請がなされております。

次に、農地の開発についてでございますが、1 種農地 2 種農地 3 種農地を緩和して、農地転用特別区域の指定を設けることはできないかということでございますが、結論から申し上げますと、現

行の農地につきましては、農村産業法や地域未来投資促進法がございますが、いずれも国が定める基本方針に沿って計画を策定しております。承認を受ければ、農業振興地域からの除外や農地転用の特例が認められるなど、推進するための適切な配慮がなされ、農振除外や農地転用をスムーズに進めることができるようでございます。

既に長崎県は地域未来投資促進法に基づき、県下全域を促進地域として指定をいたしております。その中で特に重点的に地域経済の促進を図るべき地域として重点促進地域の指定を受ければ、そういった規制緩和の対象となりうると思っております。以上、登壇しての回答といたします。

○議長（浪瀬真吾君）

1 番議員、大安義和君。

○1 番（大安義和君）

まず、ふるさと納税についてご質問します。

ルールの厳格化が施行される前の 8 月、9 月度には、いわゆる駆け込み需要がありましたか。

また、10 月、11 月の納税額は前年対比増収ですか、減収ですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

9 月の申し込みはですね、前年よりも大幅に増額をいたしているところでございます。約 8300 万円、8400 万円ぐらい一気に増えたということでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

1 番議員、大安義和君。

○1 番（大安義和君）

今の質問でもう一つ、10 月 1 日スタートしましたので 10 月、11 月度は前年対比増収ですか、減収ですか。2 か月。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

10 月も増収をしております、11 月は若干減収ということになっております。

だから、今まではですね、少し均等に來ていたんですが、12 月が一番多かったんですが、今後の状況として、今、そういうことで 9 月、10 月、11 月となっていて、どういう状況になるか今のところちょっと見通しが立たない状況でございます。税財政課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり税財政課長。

○税財政課長（山下勝之君）

大安議員がおっしゃったとおり、大分、テレビで報道された影響もあって、先ほど町長が申しましたとおり 9 月については 8300 万円程度の増、寄附金の増となっております。

10 月については 860 万円の増、11 月については 2000 万円の減額、昨年比ですね、減額となっております。

それで 12 月につきましては、昨年度は 1 億 8000 万円の収入があったんですけども、こちらに

については、おそらく 9 月の影響が出て大幅な減になるのではないかなと思うんですけど、ちょっとこちらの方については様子を見たいということで考えております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

1 番議員、大安義和君。

○1 番（大安義和君）

地方交付税が交付されている自治体では、住民税が減収となった場合、75%が国から補填されます。地方交付税の不交付自治体である東京 23 区及び川崎市は、その補填を受けられません。

2020 年 8 月に公表した総務省の統計資料によれば、実質住民税流出額のベスト 30 の中に東京 23 区が 20 区もあり、トップは神奈川県川崎市で、なんと寄附人数が 9.2 万人に対して、実質住民の税の流出額、これは神奈川から出ていくということですね、これが 61.2 億円だそうです。

これだけの金額が流出すれば、川崎市の住民が本来受けられる行政サービスが低下することに繋がると考えられます。

このように、ふるさと納税制度は税の流出といういびつな格差が生じており、この制度の持続可能性を疑問視する意見も出てきていますので、中期的には更なる厳格化が行われることも視野に入れ、ふるさと納税の増収を頼りにする予算編成は慎重期する必要があるものと思いますが、町長のご見解をお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かに大安議員がおっしゃるとおり、今、ふるさと納税で波佐見町も 19 億円から 20 億円あります。うちは 3 億 3000 万円ぐらいですけどね。その辺をどこもそういうことを注視しながらですね、全額それを財源に充てるというのはちょっと厳しいかなと思っております。

ただ、不交付団体につきましては、それだけ減額しましても、今までそれだけの財力があったということでございますので、このふるさと納税の目的として、地方に分配をするというか、地方の活力、産業も向上させるという意味で出されたものだと考えておりますので、私たちはなるべく継続をさせていただきたい。しかし、都会は困るという話でですね、どういう形になるのか。本当に東京 23 区の中でもちょっと厳しい流出のそういうのを見られます。

予算編成につきましても、ふるさと納税を元々、税財政課長もそう話をしておりますので、主役における財政のうちの仕組みではないということは当然考えなければならないと思っております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

1 番議員、大安義和君。

○1 番（大安義和君）

東京の東彼杵会で初めて参加された方々の話がありました。

その中で、いわゆるこの東京会の会を知り、50 年の月日を経て参加された方が言われたのが、ふるさとを出る際には役場で転出届をしますよね、その際に、この会、いわゆる東京東彼杵会の存在をお知らせいただけたならば、50 年を費やす必要はなかったのかもとの思いを述べられ、その後、彼杵音頭を楽しく踊られていた姿が印象的でした。

私も 20 年間この町を離れた経験があり、この方に限らず、人は年を取るたびにうさぎ追いしかの山こぶな釣りしかの川の歌詞のようにふるさとへの想いはするのではないのでしょうか。

そこで町長にお尋ねします。

老若男女とは言いませんが、転出届に来られる方々には、その転出先に福岡でも、大阪でもいいんですけど、東彼杵会なるものが存在していればお知らせをする。また、重ねてふるさと納税制度についても説明する等は行政サービスの一環と思われませんが、町長のお考えをお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

確かにですね、今までそういうあれをとっていなくて、東京東彼杵会は東京東彼杵会の事務局にお任せして、その中からつてを伝えて広げられておったということでございますので、今後は、例えば都会に出て行かれる方に対しても、東京などは特にそうですが、そういうお知らせもすべきだなとは考えております。

ただ、個人的な情報もございまして、今は住所にですね、各、昔は広報等も送っていたんですけど、色んな制約ございましてできておりませんので、確かに窓口でもこういうのはございますからもし興味があられましたらというのはですね、それはお話をしたい。

事務局の会長さんがいらっしゃいますので、樋口さんでございしますが、その辺と協議をさせていただいて、どういう方法がまず良いのかですね。まだ今東京にいらっしゃる方で知っていない方もまず拡大していく方法もしなければいけませんので、そういう形で、是非進めさせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

1 番議員、大安義和君。

○1 番（大安義和君）

次、2 番目の水道事業及び有収率低下についての質問です。

一般の企業の目的は利益でその手段は売り上げです。水道事業は企業関係とはいえ、利益追求が目的ではありませんが、しかし、現在の水道事業の規模を維持するためには、それなりの売り上げ、つまり財源が必要です。

水は命そのものだと考えます。中長期的な視野に立てば財源確保の阻害要因として、先ほど町長も述べられたとおり、人口減少が考えられますが、その対策として、近隣市町へ水の有償供給及び共同事業等のお考えはありませんか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この点につきましてはですね、平成 6 年の佐世保市の大干ばつの時に東彼杵町から船で水を送ったこともございます。

そういうこの助け合いというのは、そういうのは必要ですが、今現状、そういう、町で水をとというのが私の所はまだありませんので、そういう形で、もし何らかの話があれば、町としても地下水がほとんどでございしますので、どのくらいこう水量があるのか、今後の見極めと言いますかです

ね、余裕があるのか、うちで色んな事業が展開する時に消費する水量もございますので、そういうのを勘案しながらしていきたいと思っておりますが、他に水を送るということは、今、私は積極的には考えていないところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

1 番議員、大安義和君。

○1 番（大安義和君）

次、3 点目、農地転用についてご質問いたします。

2016 年 4 月以降、農地転用に係る権限移譲については、農地転用に係る権限は農地を確保しつつ、地域の実情に応じた主体的な土地利用を行う観点から地方に移譲され、農地転用許可制度を適用に運用し、優良農地を確保する目的を立てるなど、要件を満たしている農林水産大臣が指定する市町村に都道府県と同様の権限を移譲とありますが、本町はその指定市町村に該当するのかお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

うちには該当していないということでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

1 番議員、大安義和君。

○1 番（大安義和君）

はい、わかりました。

次、2 番目、第 2 種農地は審査次第、第 3 の 3 種農地は原則許可となっています、農地転用についてですね。

もう 1 回いきます、2 種農地は審査次第、3 種農地は原則許可となっていますが、本町は過疎債が認められるくらい過疎化ではなく、過疎が急速に進んでいるわけです。言ってみれば時間との戦いと言っても過言ではありません。

2007 年に北海道の夕張市が税込 8 億円に対して返済額が 26 億円となり、財政再建団体に指定された例は、本町においても対岸の火事ではないというふうに考えます。

行政サービスは普通に暮らせるうちは特段意識しませんが、本町が人口 6,000 人台に陥った時、例えば、軽自動車税が 1.5 倍、水道料が 2 倍、施設等の利用が有料となって初めて意識すると思います。

よって、過疎地だからこそ農地法の更なる緩和を声を大にして訴え、特別区域の指定を受け、過疎化に歯止めをかける開発の必要に迫られていると思いますが、町長の考えをお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

特区のことでございますけれど、現在のところですね、特区の申請は考えてはおりません、町としましてですね。

理由としましては、既に他の自治体から内閣に対して、定住人口増加に向けた宅地開発や商業施

設用地等の開発を目的とする特区の提案が挙げられましたけれども、対応は不可、あるいは現行規定で対応可能との対応が示されているものですから、しません。特区はしませんけれども、今後そういうちょっと話はそれですけど、後継者がいらっしやらない、全部圃場整備をした区域でさえ、ちょっと厳しい状況になればですよ、何らかの方法でそういう違う目的で、町だけではできませんので、県とか相談したりしてですね、私もそれは進めていくつもりでおりますので、今後ちょっと時間がかかりますけれども、そういう状況ながら特区はしませんけれど、県でお願いできるものはできて、そういう開発を進められるところがあれば進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

1 番議員、大安義和君。

○1 番（大安義和君）

先ほどの質問で同僚議員が議会は監視というふうな話をされていました。私もそうだと思いますが、町と議会、町民これが三位一体となってですね、東彼杵町の過疎化に何とか歯止めを立てる、あるいは町民の皆さまが有意義な生活ができるように努めてまいりたいと思いますので今後ともよろしくお願いします。以上、質問を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その過疎につきましてはですね、長崎県で一番遅く、うちが最後だろうと東彼杵町が一番最後に認められたんですが。

実は、財務省にお願いに行った時に、大村市と川棚町は過疎じゃないのにどうして東彼杵町が過疎なんですかと質問を受けた時にですね、うちは本当に人口減少が著しくて、その要因の一つは交通アクセスも良くて、例えば大村市とか住む方が多いです、店もあるしですね。そういう形で財務省に説明をお願いをして、ようやくたどり着いたと言うか、今までずっと減少率とかいろいろございましてできなかったんですが、もう国もお金がございせん、全体で 6200 億円か 6400 億円、それを分け合うもんですから、そういう形で。

過疎というのはですね、非常に、ちょっとスタンダードと言うか、そういう町から、他所から見ればなんだ過疎かと言われるけれど、私はですね、この過疎をなんとか利用して復活できればなと思っておりますので、そういう形で。農地も含めてですね。過疎の地域をまた再生できるように頑張っていきたいと思っています。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

これで、1 番議員、大安義和君の質問を終わります。

ここで暫時休憩します。

暫時休憩（午前 11 時 40 分）

再 開（午後 01 時 10 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き一般質問を続けます。

次に、3 番議員、構浩光君の質問を許します。3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

先に通告していました 2 点について質問したいと思います。

その前にですね、字句の追加と訂正をお願いします。

9 ページの (13) の PFOS、PFOA の後のペルフルのところ「オロ」を入れてください。ペルフルオロオクタン酸です。

それから、その下の「検討をお願いします」をですね、「検討の余地がありませんか」に訂正をお願いいたします。

それでは質問したいと思います。

1、水道普及率向上及び安定した水の供給について

東彼杵町第 5 次総合計画 第 5 章生活環境、上水道事業の現状と課題及び基本方針で安心して使える水道水の供給の維持を計画されています。内容としては、水道未普及地区の解消を図り、普及率の向上に努める。また、施策で安全安心な水道の維持と安定した水の供給、効率的な水源の統廃合の実施。

なお、一定の統合整備計画が済んだものとして質問します。

(1) 水道の普及率、また、主な未普及地区はどこですか。

(2) 使っていない水道用井戸はどこですか。（整備して使用していない井戸は除く。）

(3) 釜ノ内、千綿、出口山、一ツ石湧水は、現在も取水されているのですか。

(4) 全員協議会の折説明がありました八反田下川内地区 5 世帯は、千綿湧水を使用され特に豪雨の際、維持管理・水質に問題があると懸念していました。今回、変更認可をとられ、令和 6 年度配水管を整備されると聞き喜ばしいことと思っています。配水管も八反田グラウンド付近からと聞いていますが、高低差もあり減圧の必要性、配水管は量水器設置箇所まで整備されるのでしょうか。また、末端の配水管は、八反田末端の配水管とつなげる計画はないのでしょうか。

(5) 瀬戸の一部の地区も未普及地区と思われますが、水道の陳情、要望はなかったのですか。また、町として給水管の計画はないのですか。

(6) 音琴地区の給水は、蔵本の高台にある音琴配水池から給水を行っています。その給水も彼杵浄水場と蔵本にある音琴第 1 水源を使用しています。今後、供給安定を図るため、大音琴公園先の未使用な水源を使用する計画はないのですか。

(7) 以前、彼杵港の工業用水として使用していた三根水源を活用し三根地区の高台に配水池を整備し給水計画の考えはないのですか。

(8) 宿太ノ浦線横の未使用な井戸も豊富な水源と聞いています。井戸の横に浄水場を整備し、千綿地区の給水計画の考えはないのですか。

(9) 大村市からの水道水の相談はなかったのですか。

(10) 里地区（昭和 58 年整備）の漏水が多いと聞いています。里水源は、浅井戸で大村湾に近く塩水が入らないか。また、才貫田水源（昭和 50 年整備）横の才貫田川の水質が心配です。一ツ石地区の県道嬉野大村線の近くに新たな井戸を掘って里、才貫田、一ツ石地区に安定した水の供給施設ができないのですか。

また、大村市から相談があった場合、その供給施設から大村市の配水池がゴルフ場近くにあり、送水が可能と思われるので、大村市と協議し費用を負担してもらい、大村市の水不足の際、水供給の考えはないのですか。

(11) 法音寺地区のバス停近くの方から夏に温水が出ると聞いたのですが、解決しましたか。

(12) 新幹線開通に伴い水道施設、平似田、赤木工業団地水源地の損害はなかったのですか。あった場合、どのように対処されたのですか。

(13) PFOS（ペルフルオロオクタンスルホン酸）と PFOA（ペルフルオロオクタン酸）が暫定的に水質管理項目標設定項目に国が設定され、県内では2市1町が実施されています。水質検査の必須科目ではないのですが、どのように考えられますか。

以上、質問しましたが、水道は町民にとって必要不可欠なものです。財政厳しい折、検討の余地はありませんか。

2、手話への理解の促進及び手話普及について

手話言語条例を平成31年4月から施行しました。手話が言語であるとの認識の下に、ろう者をはじめ、手話を必要とする人とろう者等以外の方が手話により意思疎通を円滑に図るよう、全ての人が互いに人格と個性を尊重し合うことを基本理念にかかげておりますので、質問させていただきます。

(1) 手話の取得について、川棚、波佐見町では一般向けの講習会及び小学校でも取り組みをしていますが、どのように考えられますか。

(2) 手話通訳が必要な行事、大会などの対応について、どのように考えられますか。

(3) 職員の手話養成講座について、どのように考えられますか。登壇しての質問を終わります。また、質問席でもう少し詳しく質問したいと思います。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、構議員の質問にお答えをいたします。

まず、大きな1項目目の水道普及率向上及び安定した水の供給についてでございますが、上水道の普及率については令和4年度末で98.8%になっています。

未普及地区につきましては、現時点で把握しているのは41世帯、83名となっています。そのうち数軒の民家が隣接し、小集落を形成しているところは4か所あります。八反田郷下川内、瀬戸郷舘山、川内郷大平、川内郷朽原の所でございます。

次に、2番目の使っていない水道用井戸ということでございますが、使用していない水源は大音琴の音琴水源、県営工業団地から町道宿太ノ浦線を約1km太ノ浦側に進んだ所にある赤木工業団地第3水源及び県道千綿溪線の旧道区間で、2級河川塩鶴川に架かる塩鶴橋付近にある千綿2号水源の3か所になります。

次に、釜ノ内の件ですが、釜ノ内は、現在も取水をしています。千綿につきましては、取水設備や配水設備の故障や漏水等により、配水池の水位が低下したときなどに緊急避難的に使用する場合がありますが、通常は使用していません。出口山と一ツ石湧水は使用していません。

次に、4番目の八反田の下川内区域でございますが、全員協議会の折、説明をいたしておりました

けれども、そこを給水区域に取り込むためには、水道事業計画変更届出書を長崎県に提出する必要がありますが、現在、専門のコンサルタント業者に作成を委託をいたしております。

今後は給水のための実施設計を行い、その後実施設計に基づいて工事を施工することになります。ご質問の減圧の必要性につきましては、実施設計の中で十分に検討していきたいと思っております。

なお、工事の対象としましては、配水管と配水管から各々の世帯への給水管となりますので、量水器まで町施工の工事で設置することになります。また、八反田末端の配水管への接続につきましては、今のところ予定をいたしておりません。

現在の配水管の八反田末端と今回拡張する八反田下川内地区との間には民家もなく、今後も宅地化は見込めないと思いますので、下川内までの配水管延伸で計画をいたします。

次に、5番目の瀬戸の一部の地区でございますが、ご質問の場所につきましては、平成23年7月に要望書が提出されていますが、既存施設の整備や簡易水道の統合事業などを優先して実施してきたことにより、現在まで未普及の状態となっています。

今後は、総合計画にも掲げているとおり、老朽施設の更新事業と合わせて水道未普及地域の解消に向けて取り組みを進めていく必要があると考えています。

次、6番目の音琴地区でございますが、ご指摘の箇所の水源につきましては、平成9年に設置していますが、現在まで使用していない状況でございます。

音琴地区への給水は安定した状況で維持をしていますが、将来的には送水管や配水管の老朽化も発生してくると思われ、施設更新に要する費用と水源切り替えの費用を比較し検討しなければならない時期が来るかもしれません。

現時点では、現在の給水体系を維持することが先決であると考えていますので、大音琴の水源を使用する計画はありません。

7番目の彼杵港の工業用水の件ですが、彼杵地区への給水については、平成21年に彼杵浄水場内に水源取水工事を施工し、新たな取水施設を設置しており、柚木町水源との併用で安定供給を維持しています。

現状に加えて、新たな施設を設けるには、相応の設備投資が必要でありますし、企業経営においても余裕があるわけではございませんので、現時点では厳しいと考えています。

8項目目の宿太ノ浦線の井戸でございますが、ご指摘の箇所の水源につきましては、東彼杵グリーンテクノパーク水道水源取水工事により、平成6年に設置していますが、現在まで未供用の状態でございます。

工業団地を含め千綿地区への給水が安定した状況を維持しており、将来的にも人口増加や工業用水の需要が増加する可能性は少ないと考えていますので、新たな設備投資ではなく、既存施設を良好に維持しながら、安定給水を確保していく考えでございます。

9番目の大村市からの水道水の相談でございますが、数年前に担当者間でそのようなやり取りがあったようですが、具体的に双方で協議や検討を行うまでには至っていないようです。水道事業管理者である町長まで報告する事案としては上がってきておりません。また、自治体間の正式な協議として大村市からの申し出などはあっておりません。

次に10番目でございます。里地区の件でございますが、才貫田水源につきましては、現在は使

用しておらず、簡水統合事業により里配水池から送水しています。

里水源は浅井戸ではございますが、水質検査では異常はなく、規定の水質を満足していますので、引き続き現存の給水体系を維持する方向で考えており、新たな施設建設は考えていません。

大村市への水道水の供給につきましては、自治体間での相互扶助の観点からも、災害時などは当然協力をしなければならないと思っております。

午前中にもお答えしましたが、過去にも渇水時に佐世保市へ車両による陸路運搬も主体的に飲料水を供給していた実績もございますので、そのような要請があれば既存の施設を活用する方法で検討はしていきたいと思っております。

次、11 番目の法音寺地区でございますが、水道課に確認をいたしました。ここ数年の間に当該地区からそのような苦情や相談はあっていないようでございます。

12 番目の新幹線開通に伴いということでございますが、平成 23 年に九州新幹線建設工事の千綿トンネル工事に起因して、平似田第一水源と平似田第二水源に水位の低下が発生しています。

当時は、鉄道運輸機構が、当該水源の水位観測や緊急用の仮設配管の設置など、応急対策が講じられておりましたが、併せて、当町では新幹線建設工事対策連絡会議を中心に、補償について鉄道運輸機構と協議を行っています。

結論としましては、平似田第二水源は予備水源で使用していなかったため補償の対象外となり、平似田第一水源は水位低下は、受忍の範囲内と判断され補償を受けられておりません。

次に 13 番目の PFOS、PFOA でございますが、ちょっと少し長くなりますが、今日も NHK のニュースであっております。有機フッ素化合物である PFOS 及び PFOA については、令和 2 年 3 月 30 日付厚生労働省の水質基準に関する省令の一部改正通知により、水質管理目標設定項目としての暫定目標値が 1L 当たり 50ng に設定され、さらに令和 2 年 5 月 28 日付より環境省より「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について」通知があっております。要監視項目として暫定指針値が同じく 1L 当たり 50ng に設定をされております。

令和 2 年 6 月には環境省及び厚生労働省から、PFOS 及び PFOA に関する対応の手引きが提案されており、その中で当該物質は科学的に極めて安定性が高く、水溶性かつ不揮発性物質であるため、環境中に放出された場合には水系に移行しやすく、また、難分解性のため、長期的に環境に残留すると考えております。

人の健康の保護に関する物質ではございますが、直ちに環境基準とされるのではなく、引き続き知見の集積に努めるべき項目として、要監視項目に位置付けに変更されています。

特に、排出源となり得る泡消火剤消火薬剤を保有する施設やフッ素系界面活性化剤及びフッ素系樹脂を製造、又は使用する施設、半導体関連施設などが立地している地域においては、当該物質について、公共用水域、又は地下水の水質測定値に位置付け、測定計画に位置付け、調査の充実を図るなど適切な対応を検討することが重要であると記載されております。

本町には上記のような施設は存在していませんが、本年 10 月 17 日付の厚生労働省からの通知には、PFOS 及び PFOA の濃度把握のため水質検査を少なくとも 1 回は実施するようにとの依頼文書が発出をされております。

これらを踏まえ、今後は他市町の動向を注視するとともに、他市町と情報を共有しながら水質検査の実施に向けて検討する必要があると考えております。

今日の NHK のニュースであっておりますが、PFOA、これは発がん性がある人に対しての研究で、発がん性のメカニズムが確認された。同じ分類にアスベストやたばこなどが含まれたということで報道がっておりますし、PFOS が上から 3 番目の発がん性がある可能性があると初めて位置付けられておりますので、十分慎重に注視をしていかなければならないと考えているところでございます。

手話の理解の促進及び手話普及についてでございますが、手話の養成講座についてでございますが、本町では十数年前に社会福祉協議会で開催されておりましたが、最近では開催されておられません。

小学校の方では、統合学習の中で行われていますが、カリキュラムを組んだ講座は行っていません。

もちろん手話を学びたいという町民の方がいらっしゃったり、また、川棚町、波佐見町のように町の文化祭や小学生の作文朗読発表の際なども要望がございましたら、大切に考慮すべき意見と捉え、養成講座の開催も含め、社会福祉協議会と連携して適切に対応していきたいと思っております。

次に、2 番目の手話通訳が必要な行事大会の対応でございますが、確かに、これまでの本町の状況としては、手話を必要とする機会がそれほど多くはないというのが実情でございましたが、しかしながら、必要としている方が 1 人でもいらっしゃればきちんと対応すべき課題と認識しております。

今後、手話通訳が必要な行事や大会が開催する際に、手話通訳を必要とする町民の皆様からのご要望があった場合には、通訳者を確保するなど、社会福祉協議会と連携して適切に対応してまいりたいと思っております。

3 番目の職員の手話講座でございますが、役場における手話通訳の必要性はこれまで非常に少なかったんですが、1 人でも必要としている方がいらっしゃったら適切に対応すべきと考えておりますので、今後、社会福祉協議会と連携して適切に対応してまいりたいと思っております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

もう 1 回ちょっと確認をしたいんですけど、3 番ですね、出口山、一ツ石湧水が使っている、使っていない、どちらだったですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

出口山は使っていないということで説明いたしております。

○——△——

——△——△——

○議長（浪瀬真吾君）

質問者は手を挙げて議長の許可を得てからお願いします。

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

先ほどちょっと言ったんですけれど、出口山と一ツ石湧水はどちらも使っていないのですかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほどお答えしましたとおり、出口山と一ツ石は使っておりません。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

3 番の湧水に関しては、湧水の場合クリプトスポリジウム症の感染経路は、動物の糞便が原因となっていますが、本町の水源はですね、湧水がどんどん湧き上がっているような状況ですので心配していませんが、今までですね、水質検査では異常がなかったかどうかお尋ねします。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

ご指摘の水質検査につきましては、釜ノ内水源と、それから、千綿の水源も緊急避難的に使用しておりますので両方を水質検査を定期に実施をいたしております。

現在までのところ異常値は検出されております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

4 番目に入ります。

八反田地区の末端の配水管と繋げないということで町長は考えられておられるんですけれど、繋げることによってですよ、断水区域が定められることが考えられますよね。できればこの構想の中に繋げてもらいたいと思います。

それから、その先ほど、県とは協議をされるんですよ。これ全協の時はですよ、町道を使って流すということで、県道は全く使わないと聞いたんですけれど、私もちょっと現地を見に行ったら、どうしても県道千綿溪線とのどこかぶつかるんじゃないかなと思ってですね。その辺の協議がされるということですね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

議員ご指摘のとおりですね、広域農道をずっと延伸してきまして、橋梁過ぎた後建設工事の作業道を経由しまして、10mちょっとぐらい県道を横断するような箇所がございますので、当然、実施設計後は関係機関との協議ということになってきますので、現時点ではまだ協議開始しておりませんが、書類が揃えば長崎県の方と配水管の専用について協議を行いたいと考えております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

八反田の下川内地区は、数年前から陳情及び要望され、高齢者世帯でもありますので、できるだけ敷地の近くまで配水の設置ができないでしょうか。

例えば、簡水の場合はですね、本管までなんですけれど、飲料水を供給した場合はメーター機まで、量水器までできると思うんですよ。

この地区は飲料水供給、上水道に変わったけんがちょっとわかりませんが、できるだけですよ、敷地近くまで、量水器の近くまで配水管が、給水管ですね、給水管ができないかどうかお尋ねします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

量水器までですね、例えば個人の敷地の中は個人がどこもされていますので、ここだけ特別に扱うということはできかねます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

今のはですね、できるだけ量水器をですよ、敷地近くまでということですね。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

下川内の未普及解消事業の中で、配水管と、それからそれに続く給水管で各々の5軒の家までということで量水器まで町の管理になりますので、量水器設置までこの事業でやるように予定しております。

通常、量水器の設置については、その供給するお宅の敷地内の一番外側にはなるんですけれども、状況的に物理的に設置が難しいところもあると思いますので、まだ各々調査をしたわけではございませんけれど、実施設計の中でなるべく負担がないような形でできないか検討はしていきたいと思っています。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

6 番に入ります。

音琴地区は、以前私が水道係長の時、配水池の水位がちょっと低くなったことがありました。原因は送水量が少なく、また送水管の漏水ですね、それから音琴地区の配水管の漏水によるものでした。

また、農業集落排水・漁業集落排水事業の下水関係で使用するができなくなるもんですから、できればですよ、音琴地区は口木田から小音琴までかなり広範囲に面積がありますよね。ですので、音琴の配水池をどこか1 か所作ってもらえば、断水した場合、緊急的に使えるから今回ちょっと提案をさせてもらいましたが、町長の考えはどうでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今のところですね、現時点では現在の給水体系を維持することがもう重要だと考えております。

音琴が一時断水した時にも町から給水車で運んだこともございますけれど、今のところ蔵本から送っているのもそう支障がないようでございますので。

と申しますのはですね、やはり水道は、特別会計じゃございませんけれど、企業会計で独立採算制がもう主となっておりますので、かなりですね、見ていただければわかるんですが、財源的に厳しいですから、あるものをなるべく利用して緊急な時にはなんとかそういう対応で、給水とかですね、その辺でタンク車か何かでまずはやらせていただきたい。今のところ現状維持できています。他のところもちよっと多いもんですからですね、そういう形でやりたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

町長のお答えはわかるんですけれど、どうしてもですよ、飲み水に関してはどんな手法でも手に入れることができます。ただ下水ですね、トイレとかについてはですよ、どうしてもできないものですから、その辺は、たぶん水道の職員も少なく、給水、断水した時ですね、運ぶのも大変かなと思ってですね。

できれば音琴地区には一番目ぐらいに検討をしてもらえればなと思っています。ちょっとまた回答をお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほど答えましたとおりですね、大音琴の水源を使用する計画は今のところございませんが、そういうその将来的な考え、人口の動態とかも見据えながらですね、収集しながら進めていきたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

7 番目の項目に入ります。

三根地区の水源は非常に水量も多くてですね、蔵本地区で頻繁に漏水があっていますよね。ですので、できたらこの水源を活用してですよ、例えば先ほど言いました音琴にやる、送水ですね。それから、高台に作ればそこからまた水の配分ができると思うんですよね。その辺の考えはやはりないでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

議員のご指摘も大変有効な手段だとは思いますが、ご承知のとおり簡水の統合ということで上水に変わりまして、その時にそれぞれの簡易水道の水源とか配水池というのを連絡管で統合しまして、相互に活用できるようにということで、それが平成 28 年度までで整備をしております。まだ 10 年も経っておりませんので、その時のような有利な補助制度等あれば、再度検討する余地もあろうかと思っておりますけれども。

先ほど町長が言いましたように、将来の給水人口の推移も見極めながら有利な財源等があればご提案の件についても検討できるんじゃないかなと考えております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

8 番目に入ります。

宿太ノ浦線の未使用な井戸の活用は、現在使用している宿太ノ浦線横の井戸、ちょうど赤木のところですね。あそこの井戸が一旦停止すれば 30 分から 1 時間ぐらい水を流さなければ綺麗な水にならないわけですね。

ですので、できればですよ、上にある水源を活用して、また今度下川内の方にも水をやられるみたいですので、その水源確保の上からですよ何とかならないか。

それから、あと赤木の工業団地内の井戸のポンプの位置の水位が水頭とポンプの作動時の間の水位ですね、水管が狭くなっていたんですね。私がいた時もですね。これも新幹線がらみで影響がなかったかですね、その辺も併せてちょっと回答いただければと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

ご指摘のとおり工業団地の第二水源については、濁水が出るということで、かなりの時間捨て水をしないと使えないという状況ですので、現在は休止しております。使っておりません。

第一水源 1 本で今工業団地、それから千綿宿の一部ですね、八反田まで供給いたしておりますけれども、現在のところ、計画配水量で特に問題なく配水できております。

ただ、水源、地下水源ですので、いつ枯渇ということにもなりかねませんので、今のところ工業団地の第三水源ですね、これについては予備水源という位置付けで、日用水量も 1000 t 近く見込まれる水源で位置付けしておりますので、先ほどと同じような回答になりますけれども、給水区域の将来的な人口ですね、それから工業団地も今全部埋まっておりますので、そういう将来の水需要あたりも含めて検討していければと思っております。現状ではそういうふうに考えております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

10 番目に入ります。

令和 5 年 10 月に水道法の一部改正が行われ、都道府県の責任、責務として、市町村の区域を超えた長崎県水道広域化推進プランが策定されています。

ブロック構成では県北に入りますが、大村市においては、渇水状況になる時があります。水道の基盤強化に向けて、大村市と連携した計画は考えられないのでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今のところですね、大村市との連携というのは考えていません。

東彼杵町がどういう体系になるかわかりませんが、やはり水というのは非常に大切になってきますので。そういう形で、連携、今のところですね、考えていなくて、そういう話も今のところございませんので、そういうことでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

9 番にちょっと戻らせてもらいます。

先ほど説明の中で才貫田水源は使っていないということでお聞きしたんですけど、今、里地区の水源の漏水がひどいということは先般の全協の中で言われたんですけど、だったらですよ、一ツ石に大きい井戸をもう 1 本掘ってですよ、その配水池を太くして大村市にやったり、一ツ石、

それから里才貫田ですね、その安定供給には繋がらないでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

大村市がまず出てきますけれども、確かにですね、大村市は萱瀬ダムも長崎の一部に送水をされておりますし、人口も増大して、直接聞いたことはございませんが、あちこちからもし異常気象の時にですよ、干ばつの時、給水制限をかけなければならないんじゃないかという話は時々聞いていますけれども、ただ、うちから水をやりましょうとか何とかというのは今のところですね、うちの計画もございまして、そういう形で、計画、町の地下水がほとんどでございまして。

そういうことで、どうしてもその災害とかあった時にはですよ、佐世保にも送りましたように対応は致すようにしたいとは思っておりますが、今のところ大村市を前提に水を送るということは考えてないということです。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

今の件は検討課題ということでちょっと計画をよろしくお願いしたいと思います。

次に 11 番に入りますが、私がちょっと訪問した時にですね、温水が出たということで、これは水道管の路線変更に伴い生じた案件だと思います。

以前は山の中を通っていた水がですよ、国道 34 号線の路肩に敷設替えによってその水が上がってきて、その水が温かくてですよ、魚の料理ができないとかちょっと言われたもんですから。

ただ、今聞いたところ苦情はなかったということですので、本当に苦情なかったんですか。ちょっとそれだけでいいです。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今のところ町には寄せられておりませんが、ちょっと水道課に確認いたしましたところ、露出配管の場合は、その延長が長い時には気象状況によって、やはり若干水温がそこは上がりますけれど、しばらく出していただいて、常温に戻すとかですね。そういう形ができるんじゃないかなと考えておりますので、役場の方には苦情はありません。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

12 番に入ります。

ちょっと確認なんですけれど、平似田第一水源の補償は仮設配管ということで聞いたんですけれど、代替えに掛かった費用はどのくらい掛かったんでしょうか。と内容をよろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

まずご指摘の仮設配管ですけれども、これは、使用している平似田の第一水源が、トンネル工事が始まった時期とあわせて水位が低下してきたということで、通常、取水する量まで確保できない、できなければですね、安定供給が見込めなくなりますので、それに備えて別の配水池からそこまで緊急避難的に水を送るように鉄道運輸機構がですね、安全策として配置したもので、町が設置したものではないです。ということでよろしいでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

たぶんこれは中岳配水池からの分かなと私は思っているんですけど、これはもう仮設なんですか、本設なんですか、そこだけお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

水道課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり水道課長。

○水道課長（岡木徳人君）

当時仮設で、露出で配管をされているようですけれども、あくまでも仮設ということで現在は撤去済みです。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

13 番目に入ります。

PFOS、PFOA は、先ほど町長が詳しく説明されたように、有機フッ素化合物の一種、泡消火剤、撥水剤、水を弾くものですね。フッ素樹脂の製造等広く使用され、環境中で分解されにくい物質で、水などに蓄積され、近年、水道水で検出され、令和 2 年 4 月 1 日に PFOS、PFOA 合計として 1L 当たり 50ng の目標値を設定されています。

本町は地下水等を水源としているため、水質検査を 1 回されるということで考えてよろしいですか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

先ほど申し上げましたように、水質測定の方の位置付けて、調査の充実を図るなどをしていかなければならないということで考えているところでございます。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

大きな 2 番に入ります。

手話について、令和 4 年度成果報告によると、聴覚障害者 31 名、音声言語障害者が 8 名、計 39 名おられます。

実際役場に来庁されたことはあまりないと思いますが、今後手続きに来られた時、どのように対応されるのかお尋ねします。

手話をしている方に聞いたところ、ろう者はあまり家を出ないと聞いています。それは町自体の環境が問題だと私は思っています。

東彼杵町の人口に対してろう者は少ないですが、意思疎通ができる環境づくりに着手しませんか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

これを今からの社会当然必要になってくると思っております。

以前は社会福祉協議会でですね、何人か職員の方も手話を学ばれて、町も一回ぐらいいろいろしてもらったこともあるんですが、今後、その窓口対応につきましても、当然この検討していかなければなりません、そこに常駐、その方が常駐するというのはかなり厳しいものがございますけれども、来られた時にはどういう、工夫しながら対応しなければなりませんので、町民課長の方に説明をさせます。町民課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり町民課長。

○町民課長（小林竹哉君）

私の方も郡の手話サークルの方にお尋ねしたんですけれども、役場の窓口においては筆談というのができますので、そう、ろう者の方も困らないということでした。

必要であれば社協と連携してですね、ちょっと考えていかなければいけないと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

3 番議員、構浩光君。

○3 番（構浩光君）

2 番目に入ります。

東彼杵町総合会館グリーンハートホールはですね、長崎県中央にあり、各種行事講演会もあり、手話通訳の必要な大会が私が課長の時にありました。

当町主催の大会でも必要と思われますので、そのような、どのようにされるか、再度お聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

本当に、私、こういう大会の時にですね、他所の町はやはり対応されていますので、今後、やは

りこういう社会ですので、お願いをしていかなければならない。教育委員会も当然そうでございますが。

実は、私、大村で弁論大会が毎年行われておりますが、それでももう3人ぐらいいらっしゃって交代で手話をされております。

ですから、こういう時代でございますので、障がいの方にも優しいまちづくりを進めていかなければなりませんので、今後はですね、そういう形で手話をできる人なるべく大会が行われる時にお願いができればと思っておりますので、これは教育委員会もそうでございますが、グリーンホールでの開催とかですね。そういうことで対応させていただきたいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

3番議員、構浩光君。

○3番（構浩光君）

先ほど町民課長から話がありましたように、手話だけでなく筆談もできるんですけど、やはり職員もある程度手話をできるような環境づくりができないかどうか、再度質問させていただきます。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

当然、社協と連携をしながら、少しずつ若い人でも高齢者の方も覚えるような努力はしていかなければならないと考えております。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

3番議員、構浩光君。

○3番（構浩光君）

以上をもちまして質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（浪瀬真吾君）

これで、3番議員、構浩光君の質問を終わります。

次に、5番議員、尾上庄次郎君の質問を許します。5番議員、尾上庄次郎君。

○5番（尾上庄次郎君）

先に通告しておりました2点につき質問いたします。よろしくお願いいたします

まず1点目が、歴史ある松の木についてです。

今、県の管轄であるシーサイド公園や、元彼杵海水浴場、認定こども園ひまわりえんの海岸前に歴史ある松の木が、松くい虫やカイガラムシに非常にやられ、近年にない枯死の状態が多く、今までにない状況になっております。

下記について伺います。

1つ、町長はこの場所に行かれたことはあると思いますが、どう感じておられますでしょうか。

2つ目、樹木医などに相談されたのか。

3つ目、シーサイド公園は、県の土地であるために現状報告されたのか。

4つ目、予算の確保はできているのか。

大きな2つ目でございます。上水道給水の状況についてです。

東彼杵町上水道の給水状況は、給水区域内人口 7,526 人の 98.8%に当たる 7,436 人に給水しております。

年間総配水量は、105 万 9,172 m³で、前年度、105 万 2,970 m³に比べ、6,202 m³増加しましたと令和 4 年度の水道事業報告書で報告してあります。

有収水量については、年間総有収水量 77 万 6,286 m³で、前年度、77 万 8,188 m³に比べ 1,902 m³減少し、有収率については、前年度に比べ 0.6 ポイント減少し、73.3%になっております。

本年度の経営状況は、事業収益では 2 億 3935 万 9224 円、事業費用は 2 億 3218 万 203 円となり、717 万 9021 円の純利益を生じております。

また、建設改良費では、主に老朽施設更新事業水道管布設替工事として、東彼杵地区、八反田地区、野口地区、口木田地区、平似田地区で更新施工されており、順調な状況と思っております。

そこで、この口木田地区について伺います。

1 つ目、令和 4 年 10 月 25 日から令和 5 年 3 月 24 日にされた工事の 2 工区はどこか。

2 つ目、海岸線の街道筋には、7 戸の家があるが、そこには上水道が通っているの。

3 つ目、上水道を契約していない家があればすぐできるのか。以上の 2 点をよろしく願いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは、尾上議員の質問にお答えをいたします。

松の木についてでございますが、行ったことあるかということでございますが、私も見てまいりまして、非常に 2 本続けて枯れたりしていて、非常に残念でございますけれども、今年はどこも松くい虫が酷いようございまして、油断はしていなかったんですが、非常に残念に思っております。やはり景観を維持するために松の木を植えられた人の気持ちを考えますとですね、非常に残念でございます。

次、2 番目のご質問の診断士の相談でございますが、実績はありませんが、樹木に精通されておりました松くい虫防除対策の実績がある東彼杵郡森林組合へ対策方法等について相談をいたしております。

3 番目の県への報告ですが、港湾施設は長崎県から管理委託を受けており、公園内に植樹されている樹木につきましても、環境保全及び防波・防風機能維持のため、町で管理をしております。異常が発生した場合は、その都度報告はしておりますが、定期的な報告は行なっておりません。今年度におきましては、松くい虫の被害を 3 本確認したため、伐倒駆除を行っております。

4 番目のご質問の予算確保についてお答えをいたします。

港公園及び小迫海岸につきましては定期的に松枯れ防止剤を注入しております。今年度は港公園 25 本を実施済みでございます。シーサイド公園につきましては、本年度初めて被害が確認できたため、今回の定例会で薬剤注入の予算を計上させていただいております。

旧海水浴場の松の木 16 本に対しましては、松枯れ被害の主な原因であるマツノザイセンチュウという虫でございますが、これを駆除する薬剤を注入するための予算を計上いたしておりましたが、松くい虫の被害が急拡大したことから、10 月に急遽その予算を流用し、被害が大きい松の木 4 本を

伐倒焼却処分をしたところでございます。

その後も被害が拡大していることから、12月定例会におきまして、35本の伐倒、36本の樹幹注入の予算を補正計上したところでございます。

もう一点、カイガラムシ等についてはですね、なかなかこちらで確認ができておりませんので、のちほど産業振興課長の方から説明をさせます。

次に、上水道給水の状況でございますが、令和4年の10月から令和5年3月の工事2工区はどこかということでございます。

ご質問の工事施工箇所は2か所あり、1つは蔵本9号線の終点側、国道205号との交差点手前から蔵本方向へ150mの区間、それに続く農道区間の100mでございます。

もう1つは、町道口木田1号線の口木田公民館前付近から口木田川までの区間の200mの施工をいたしております。

海岸線の街道筋の7戸の家があるかということでございますが、ご質問の場所は町道西部線(2)の沿線になりますが、配水系統としましては、国道側からそれぞれの民家に給水をいたしております。

今後は、町道西部線(2)に配水管を布設して、前面道路から各世帯に配水できるように給水網を整備する予定でございます。それに係る実施設計費の補正予算を本議会に上程をさせていただいております。

次に3番目でございますけれども、契約していない家があればすぐできるのかということでございますが、自己所有の井戸を生活用水として使用されている世帯もございますので、工事完了後は町水道への接続をお願いしたいと思っております。実施設計が完了次第工事施工に入る予定でございます。以上、登壇して説明を終わりますが、カイガラムシにつきましては、産業振興課長に回答させます。産業振興課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり産業振興課長。

○産業振興課長（楠本信宏君）

カイガラムシ被害につきましては、我々も把握をしておりませんでしたので、県央振興局に何かご存知ないかということを確認しました。そうしたところ、県央振興局管内では今まで一度も枯損の事例がないということでありましたので、もしカイガラムシの被害があるのであれば見に行きたいということでありましたので、先日、昨日ですね、シーサイド公園と海水浴場を見てもらいました。

そうしたところ、松くい虫の被害であるということで、カイガラムシではないということでございました。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

5番議員、尾上庄次郎君。

○5番（尾上庄次郎君）

まず、松の木について質問をいたします。

特に今、町長の方から説明されたとおりで、このシーサイド公園、見に行ってみいました。

ちょうど3本の木が切っておられるですね。この近年にない松の木の枯れ方ということで質問し

たとおりの中で、こういった状況で、最終的には今から審議する予算の中にですね、入っておると思っております。

特に今回、この松くい虫はですね、防除の時期もある程度時期的に決まってはいるんでしょうけれど、特に今回はですね、近年に、稀に見ないという形でこうなっているもんで。

特に、今、道の駅なんかでも町外からの方たちがですね、見に来られ、寄ったりなんかすると、特に海岸線の方はですね、赤くなってどうしたんだというような感じで、この彼杵地区の方が特に今回ひどかったように感じております。千綿の方はですね、海水浴場じゃないですけど、海岸線の方は案外目立たなかったんですけど。

この3地区についてですね、特に目に見えて多かったもんですからこの質問をいたしました。

このシーサイド公園につきましては県の土地でありますので、いつ頃報告、県の方に気づいてですね、報告されたのかちょっとお伺いいたします。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

建設課長。

○議長（浪瀬真吾君）

町長に代わり建設課長。

○建設課長（森英三朗君）

今年の4月に1本の松の木の枯れが発見されましたので、その時に一度県の方には報告をしております。

通常であれば全て業務委託を県の方から受けておりますので、最終的には年に1回の実績報告のみでの報告となっております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

5番議員、尾上庄次郎君。

○5番（尾上庄次郎君）

4月に1回県の方に報告されたということでしょうけれど、その前にですね、町内には造園なんかの剪定をされる方たちがおられると思うんですけど、一番見える形での町内の人たちに造園とかされる形で相談をされたことはあったでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この松くい虫に関しましてはですね、なかなか今までちょっと油断していたわけではないんですが、今年はものすごく多かったもんですから、今まで相談したことがありませんでした。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

5番議員、尾上庄次郎君。

○5番（尾上庄次郎君）

今度の、この松くい虫につきましては、今度の予算の中に審議すべきこととして載っておりますので、早急をお願いしたいということと、特に、枯れた木を切るということになればですよ、ま

たそこに新植もしなければならぬと思いますけれど、その辺りはどう考えておられるでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

シーサイド公園などは県との協議をしなければならぬんですが、やはり少しずつ、全部変えてしまうというわけにいきませんので、まず伐倒して燃やして、新しくやはり植栽をですね、できれば続けていきたいと思っております。

今、森林組合にほとんどお願いをしております、私が今のところ森林組合長も兼務をしておりますので、ちょっと森林組合と協議をさせてもらってですよ、松の木を、植栽につきましてもお尋ねをいたしておきます。どうすればいいのかですね。すぐ木を切っただけで、そのまた全部消滅と言うか、燃やすしかないもんですから、その辺の状況見ながらですね、専門家もいらっしゃると思うので。ちょっと森林組合の方に相談をしてみます。

○議長（浪瀬真吾君）

5 番議員、尾上庄次郎君。

○5 番（尾上庄次郎君）

是非ともですね、早急に森林組合の方たちと相談をされて、森林組合の中に今度は例えばそういった地域の人たちですかね、関連するところでの地域の人たちがおられると思うんですけど、そういった方たちと連携を取り合ってますね。特に、今この大村線の海岸線の方はよく皆さんが通られるということで、関心して見ておられると思いますので、是非ともですね、よろしく早急をお願いいたします。

それから、2 つ目の上水道の給水状況についてですけど、特に今回はですね、口木田地区のですね、先般全員協議会の方で踏切の話とかもちよっと出たんですけど、その中で、その中の水道、特に海岸線、この方たちから出てきたんですけど、34 年前にですね、この地区に移ってきて、それから水道がなかったもんですから、町の方に水道の設置をお願いしたいということでですね、大分通われたそうです。

それで、その間にですね、町の方のおそらく歴代の課長さん、ないし担当者だったと思うんですけど、費用対効果でできないということで、この 34 年苦勞してきたということで、私にも相談きたんですけど、結局はですね。その間にも保健所、諫早ですかね、保健所の方にも 3 回ぐらい行ってですね、こういう結果を受けております。

保健所からではですね、雑菌や台風があった時、普段の時はそうなかったでしょうけれど、台風など来た時は塩水が井戸水から出たとかですね、検査報告では飲み水には適さないという形で、そういう検査結果を受けたということでありました。

今回ですね、こういう全員協議会の中で施設整備をするということで話は出ているんですけど、このことについて、この 34 年、費用対効果もいろいろあるでしょうけれど、34 年ですね、役場の方に行って言われたことで、町長どう思われますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

その 34 年前、ちょっと私も計りかねないのですが、私の今の考えとしては、口木田地区が、どちらかと言えば嬉野市の方からお出でになって、別荘地にもなるんじゃないかなということでも話を聞いておりますので。やはり、今回、私はそういう水道の配水をしたいと決意をいたしてですね、ちょっとお金はなかったんですが。費用対効果もさることながら、そういう形でずっと何十年もそういう話を聞いておりますので、なんとかしたいということで今回したい。

しかし、34 年前どうだったかということは私がそこまで意見を述べる権利もないし、そういうことも考えておりませんので、今の時代で対応をしていきたいということでございます。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

5 番議員、尾上庄次郎君。

○5 番（尾上庄次郎君）

今まで、今、町長が言われたとおりですね、是非ともですね、この 34 年を振り返ってですね、今こういったことで今まで困ってこられたということで、是非ともですね、早急に進めていただきたいということで、私の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（浪瀬真吾君）

以上で、5 番議員、尾上庄次郎君の質問を終わります。

暫時休憩します。

暫時休憩（午後 2 時 18 分）

再 開（午後 2 時 32 分）

○議長（浪瀬真吾君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に 4 番議員、吉永秀俊君の質問を許します。4 番議員、吉永秀俊君。

○4 番（吉永秀俊君）

それでは早速ですね、本日通告をしておりました 2 点について質問をさせていただきます。

まず 1、彼杵・千綿婦人会と彼杵・千綿遺族会の現状と今後についてであります。

3 年以上に及ぶコロナ禍でしたが、今年 5 月 8 日から新型コロナウイルス感染症が 5 類に移行され、少しずつではありますが、コロナ禍前の日常が戻りつつあるように思われます。この間、我々議会活動と同様に町内各種団体においても活動の自粛、縮小を余儀なくされ、それぞれの詳細な活動実態などが、町民にも我々議員にも把握できない状況になっていたように思われます。

そこで以下の点について町長の所見を伺いたいと思います。

まず（1）に両婦人会の会員数の推移並びに主な活動内容を伺います。

（2）両遺族会の会員数の推移を伺います。

（3）婦人会、遺族会をこれからの「町づくり」と「戦争の記憶と体験を未来に引き継いで行く」ための持続可能な団体とするために、行政として今後どのような支援と対応が必要とされているのかを伺います。町長によろしくをお願いします。

2、町内小中学校における障がい児の現状とインクルーシブ教育システムの構築についてであります。

特別支援教育は 2006 年の学校教育法の一部改正により法制化され、2007 年 4 月から本格的にスタートしました。これを契機として、それまでの「特殊教育」が「特別支援教育」に、「盲・聾・養護学校」が「特別支援学校」に正式決定しました。

特別支援教育の理念には「障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児、児童、生徒一人一人の教育ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な指導及び必要な支援を行うものである。また、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的遅れのない」、ここのところが大事でございます、「知的遅れのない発達障害を含めて、特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである」と明記してあります。

この法律改正に基づき、障がいのある子どもの学びの場（就学先）は①特別支援学校②特別支援学級、これは小学校、中学校等において知的障がい、病弱、発達障がい、情緒障がい等のある児童生徒に対し障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される学級のことです。③通級による指導、通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障がいに応じた特別な指導を行う。④通常の学級、障がいのある児童生徒に対し、個々の障がいに配慮しつつ通常の教育課程に基づく指導を行う。以上の 4 か所となっております。

また、日本においては、障害者基本法の改正、障害者差別解消法成立等の障がい者を取り巻く環境整備の遅れにより、先進国では最も遅い 2014 年に国際的な障害者権利条約が批准され、ようやく国内での法に基づくインクルーシブ教育の構築が始められました。

インクルーシブ教育システムとは、障がいの有無に関わらず全ての子どもが同じように教育を受けられる仕組みであり、人間の多様性を尊重しつつ、共に支えあいながら、全員が積極的に参加できる共生社会の構築であります。インクルーシブ教育は本町の目指す「教育の町」、また、SDGs の目標である「誰一人取り残さない」に共通する持続可能なまちづくりの基本理念と思われるので、次の点について町長及び教育長の所見を伺います。

(1) 中学校の在籍生徒総数、並びに特別支援学級のクラス別在籍数と障害区分内容、例えば病弱とか知的とかですね、情緒障がいなどそういった区別でございます。また、通級の該当生徒数を尋ねします。

(2) 彼杵・千綿小学校のそれぞれの在籍児童数と特別支援学級の在籍数とクラス数、通級の該当児童数及び通級形態をお尋ねしたいと思います。

(3) 彼杵・千綿小学校において②特別支援学級ですね、③通級の支援員・マンパワーの状況をお伺いします。

(4) 文部科学省の 10 年おきに実施される調査によりますと、通常学級に在籍する小中学生の 8.8%に学習面や行動面で著しい困難を示す発達障がいの可能性があることが 2022 年 12 月に発表されましたが、本町でのいわゆるグレーゾーンの児童生徒はどのように把握をされているのか。

また、この調査では通級指導を受ける児童生徒数が 10 年前の約 2.5 倍になっていることも判明しましたが、本町での通級の状況をお尋ねしたいと思います。

グレーゾーンの説明を以下に書いております。参照にいただければと思います。発達障害（自閉症スペクトラム＝ASD、注意欠如・多動症＝ADHD、学習障害＝LD）の症状や特徴の基準には満たないが、その一部が見られる児童生徒。

（5）インクルーシブ教育には、おおむね②、③、④において、より重要な役割を果たすと思われます。特に障がい児に対する ICT 教育は GIGA スクール構想によって、一人一台のタブレット環境が実現した教室においては有効であり、児童の学力向上や将来の就職のためのスキルにもなると思われます。障がい児童に対する ICT 教育の指導実態と今後の計画を伺いたいと思います。

（6）インクルーシブ教育の充実にはソフト面やマンパワーの他に、インクルーシブ仕様のハード事業、ほかに言いますとユニバーサルデザインとかバリアフリーとかそういったハード事業ですね、それも欠かせないと思われます。本町の今後の教育環境整備計画とその財源がどのようなになっているのかを伺いたいと思います。これについては町長によりしく願います。以上で登壇の質問を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

それでは吉永議員の質問にお答をいたします。

まず、彼杵・千綿婦人会と彼杵・千綿遺族会の現状と今後についてでございます。

（1）の人数で申し上げますと、彼杵婦人会が平成 20 年度は 348 名いらっしゃいました。しかし、今年の令和 5 年度 148 人、15 年で 200 人の減少となっております。

千綿婦人会は平成 20 年度が 128 人、令和 5 年度が 53 人、15 年間で 75 人減少をいたしております。

活動内容につきましては、地域密着型の活動を多く、主に家庭教育支援や子育て支援、地域の環境保全活動、それから公民館活動、地域イベント支援、防災学習などがあります。

このような婦人会の活動は、各家庭だけでなく地域全体の活力向上に寄与しており、その存在は地域社会にとってかけがえないものとなっております。

次に（2）の彼杵遺族会でございます。平成 6 年度 186 名 186 人、令和 5 年度 134 人、29 年で 52 人の減少でございます。千綿遺族会、平成 6 年度 188 人、令和 5 年 125 人、29 年で 63 人減少となっております。この主な原因は、もうおわかりのように高齢化や入会者が増えないことが主要な要因であると考えております。

これは短絡的な対策では根本的に解決することは難しいと思われますので、今後、地域の皆さま方のご理解のもとに、どうすれば婦人会とか遺族会をわかってもらえるのか。遺族会は、特に戦争体験者をずっと繋がっていくのもそうでございますが、今後は、中学生、高校生も入れて、平和維持活動と言いますか、そういうのに続けていければなと私は考えているところでございます。

今後は、やはり両婦人会及び遺族会の意見を十分尊重して話し合いをしながら政策を進めてまいりたいと思っております。

次に、インクルーシブの（6）でございますが、回答いたします。

集約する児童生徒の保護者の要望や校長の具申をもとに、合理的配慮が必要、かつ可能な範囲で対応を検討するようにいたしております。

これまで校舎内のバリアフリー化、手すりの設置、トイレの改修、玄関のスロープ設置、保健室のシャワー室の設置などをいたしておりましたが、過去には医療的ケアが必要な児童への対応も行っております。

財源としましては、学校施設環境改善交付金である国庫補助を活用するということになると思います。あとの質問に関しましては教育長の方に答弁をお願いいたします。以上、登壇しての回答を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

私の方からは、町内小中学校における障がい児の現状と、インクルーシブ教育システム構築についてお答えをいたします。

まず、(1) 児童生徒数・学級数については、今年度5月1日現在の数でお答えいたします。

中学校についてですが、在籍生徒総数は172名です。特別支援学級は、知的障がい学級1クラスで3名、自閉症情緒障害学級が1クラスで6名、それから病弱身体虚弱学級が1クラスで1名です。計3クラスで10名となります。

また、通級指導教室は、1教室あたり10名の生徒が決められた時間に通級をしております。通級の形態は自校通級のみです。

(2) の彼杵小学校についてですが、在籍児童数は233名です。

特別支援学級は、知的障害学級1クラスで6名、自閉症情緒障害学級が1クラスで2名、病弱身体虚弱学級が1クラスで3名、肢体不自由児学級が1クラスで1名です。

また、通級指導教室は1教室あたり1教室ありまして17名の児童が通級しております。通級形態は自校通級のみです。

続いて千綿小学校についてですが、在籍児童数は101名です。

知的障がい学級が1クラスで1名、自閉症障がい・情緒障がい学級が1クラスで2名です。通級指導教室は開設されておりません。

(3) の彼杵・千綿小学校における特別支援学級、通級指導教室の支援員、マンパワーの状況についてお答えいたします。

彼杵小学校には特別支援教育支援員を6名配置しております。通級指導教室においては基本的に1対1の指導となるため指導員を配置しておりません。

ただ、通常学級において、通級児童を含め特別に支援が必要な児童に対し支援を行うために学習支援員を2名配置しております。

千綿小学校には、特別支援教育支援員を1名配置しております。それとは別に彼杵小学校同様通常学級において特別に支援が必要な児童に対して支援を行うために、学習支援員を1名配置しております。

(4) のグレーゾーンの児童生徒の把握の仕方についてお答えします。

まず、集団生活や各教科の授業において、強い特性を示したり、困り感を感じていないか教職員がよく観察したり、あるいは保護者から状況を聞き取ったりします。

また、学校生活、全児童に対して学力や発達の特性、社会性、友人関係などについてスクリーニ

ング調査を行っている学校もあります。気になる児童については、さらに細かい検査や行動特性の実態把握調査を行っております。

その他には、毎月の情報交換会を通して、児童の学習や行動、社会性について情報を共有し、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援委員会を行い、その児童に応じた指導支援のあり方の共通理解とその児童に応じた学びの場の検討を進めております。

特に特性が強いと感じられる生徒については、県立特別支援学校の先生に来ていただき、生徒の様子を観察していただいております。必要がある時は、保護者の同意のもと WISC 検査などを実施いただいております。

次に、通級指導を受ける児童生徒数の推移状況についてお答えします。

10 年前の平成 26 年度には、他校通級者も含め 19 名、これは彼杵小学校に千綿小学校から他校通級をしてきている児童がおりましたので、合わせて 19 名です。内訳は彼杵小が 16 名、千綿小が 3 名、合わせて 19 名ということです。今年度は彼杵小学校の自校通級のみで 17 名となっております。

次、(5) の障がい児童に対する ICT 教育の指導実態と今後の計画についてお答えします。

特別支援学級では、子どもの障害の種類や程度、特性が違いますので、一人一人に応じた特別な教育課程を編成して指導や支援を行っておりますが、さらに ICT を活用することによって、この障害に応じて見やすくわかりやすく、自分のペースで自分のやり方で学習できる可能性が広がりました。これは、通級学級に在籍する児童にも当てはまることです。

これからの計画は、まずタブレット操作や情報モラル、あるいは情報セキュリティも含めた情報活用能力育成カリキュラムの本町独自の案を作成しましたので、今後、学校情報教育担当者会や校長会で検討し、実践に移していきたいと思っております。

また、特に特別支援教育の観点から、これまで児童の読み書きの困り感や認知特性の基礎スキルについて正確な把握が難しく、長い時間を要しておりました。

今年度、最近開発された ICT 教材ソフトの中にあるチェックテストを使うことによって、正確に早く把握し、児童一人一人の特性に合わせた学び方ができることがわかりましたので、その ICT 教材ソフトを試験的に運用し、次年度の導入を検討しております。以上で登壇しての答弁を終わります。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番議員、吉永秀俊君。

○4 番（吉永秀俊君）

まず最初に、婦人会、遺族会の 15 年前からの推移をちょっとお尋ねしたんですけれど、私の方も、婦人会の方はちょっとびっくりをいたしております。15 年前の約半分以下に彼杵婦人会と千綿婦人会も会員さんが減っておられるということでございます。

令和 5 年度で彼杵が 148 名、千綿が 53 名ということでございまして、たぶん今後もですね、この傾向をずっと引き続き減少していくんじゃないかというふうに思っております。

やはり、この減少傾向を止めるには、やはり婦人会の会員さんの年代、年代層ですね、こういったものをお聞きすると、もうほとんどが 60 以上、主には 70 代が主な層になっておりますので、もう少し子育てが終わられた 50 代後半、60 代のご婦人の方をですね、会員として勧誘していく方法しかないんじゃないかと思っております。

また来年は、彼杵町と千綿村が合併して町制施行 65 年なんですよ。それで現在ですね、調べてみますと、彼杵何とか、千綿何とかというのは、この遺族会と婦人会と猟友会だけなんです。あとはもう全部一本化されて、東彼杵町何とか会、老人会とかですね、そういった組織に変わられております。

それで、私これをいろいろお聞きしていて、次に遺族会のお話もしますがけれども、実は前々町長の紙谷町長が 2 期目の時に、たぶん平成 20 年頃だったと思いますけれど、そういったことで遺族会が彼杵と千綿に二つあると、今後もこの遺族さんというのは当然増えはせず減っていくのが当たり前ということで、減るのを覚悟で、今千綿遺族会、彼杵遺族会それぞれ慰霊祭を年に 1 回ずつ 2 回行っているから、これはもう今後のその遺族会の減少傾向を考えて一つにしたいということで、8 月に、平成 20 何年だと思うのですが、8 月に町で一括して戦没者慰霊祭という形でやっていこうかと決められたんですけれども、その 1 回目をされたのは良かったんですけれども、結局またその後も、彼杵の遺族会もされる、千綿の遺族会もされる、それでまた新しくできた 8 月の戦没者慰霊祭もされるということで、結局 2 回だったのが逆に減らそうと思われたのが逆に三つに増えたんです。

それで私もいろいろ考えたらですね、先ほどの婦人会とこの遺族会、もうはっきり結論を申しますと、先ほど言いましたように戦後 80 年というのはちょうど区切りがいいです。再来年が戦後 80 年ですよ。

そういうことで、是非この遺族会と婦人会の統合を、町長、ちょっと検討していただけないかと、私も現場の方にいろいろお話を聞きましたけれども、やはり会員とか役員の皆様から自分たちの時代に言いだすのはなかなか厳しいと、言い出しにくいと。

実際こういった改革をする時には、やはり手法としては下の底辺の声を聞きながら、それを吸い上げて決めていく、いわゆるボトムアップ式が良いのでしょうかけれど、やはりこういう状況になると、これは行政が主導をして、特に町長が指導をされて、是非二つの会ですね、さっきも言いましたけれど来年、再来年はちょうど区切りのいい年になりますので、是非統合を町長の指導を下に進めていただけないかなということで質問したいと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

この両組織は本当に伝統がありまして、それぞれの千綿村から彼杵町、そういう合併した経緯もございまして、ずっと続かってきたんだろうと思います。

今、吉永議員がおっしゃいましたように、人数が少なくなれば、町の使命として皆さんの意見を十分にお聞きしなければいけませんので、そういう場を設けることはしてみたいと、遺族会の方も婦人会の方もですね、千綿・彼杵集まる場所を町が指導してそれをする。

しかし、統合問題につきまして皆さんのご意見を十分お聞きしなければいけませんので、私からこうしなさいとは言われませんので、統合する話が出たということで、役場がですよ、自らそういう場所を持つということでまず進めさせていただければなと思っております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番議員、吉永秀俊君。

○4 番（吉永秀俊君）

前向きな答弁をいただいております。

町長もいよいよ、現在 2 期目ですよね、2 期目、あと 3 年ちょっとは残っているんですけども。

私、これまでのですね、歴代の紙谷町長時代、渡邊町長、2 期 8 年の中で、こういったお話はその都度その都度出てきていたんですけど、なかなかトップが思い切って決断をされなかったということで、今ズルズルとこういうふうになってですね、もうはっきり言って婦人会はもう 53 名ですよ、千綿はですね。半分以上。それで、今後もこれよりたぶん増える見込みはないのではないかと思います。

それで、私は特に婦人会に関しては、この統合を契機に、統合を契機にですね、今までのない地区、ない地区ですね、婦人会がない、組織がない地区とか最初に述べましたように、今までの婦人会の会員さんの年代、年齢とか、そういったものを改めて検討して、そして新しく統合された婦人会と下にですね、会員さんの募集とか、地域の組織づくりをされる、私は逆に統合の方が絶好のチャンスになるんじゃないかと思っておりますけれども、町長どうでしょうかね。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

そういうことで役場としてはそういうテーブルというか、そういう話し合いの場を持つことは当然私はやりたいと思っております。

そして、今吉永議員がおっしゃったように、例えば若い人が入るなら若い人の意見も聞いて、今までおられた方の意見も聞いて、総合的な活動ができるような体制には持っていけるんじゃないかなと考えております。

さっき言いました、私が統合してくださいとか合併してくださいとか言えませんが、そういう場所を設けて、皆さん集まっていいただいて話し合いをしていただく。その辺につきまして行政にいろいろ注文がございますでしょうから、私もその場に出席しまして、自らそういう話をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番議員、吉永秀俊君。

○4 番（吉永秀俊君）

そういうことで是非ですね、年が明けましたら早速ですよ、両遺族会、婦人会の特に役員の皆さん方にお話をさせていただいて、早速その協議をしていただくことを約束していただけますか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

当然私が議会で話したことは職員にも申し上げておりますけれども、議会で私が検討をやるということは約束でございますので、万難を排して職員も対応をお願いをしていくということで各課長会で申し上げておりますので、今日発言をしたことは年が明けて、教育委員会も当然行事日程もございしますが、協議を。それと婦人会、遺族会の方のご都合もございしますので、集まっていいただく場所を設定はしたいということで考えております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番議員、吉永秀俊君。

○4 番（吉永秀俊君）

そういうことですね、町長の決意と言いますか、そういうものをお聞きしたので、これで1 番目の質問についての再質問は終わらせていただきたいというふうに思っております。

次に、2 番目の町内障がい児の件でございますけれど、中学校と小学校ではちょっと事情が異なるようでございますので、まず中学校についてですね、質問させていただきます。

先ほどの教育長の答弁では、在籍生徒数が 172 名に対して 20 名ですね、支援学級と通級を入れると 20 名ということで、172 名のうち 12、13%になると思いますけれど、障がいをはっきりした生徒が在籍をするということが確認をしたんですけれど、特に先ほどのお話の中で情緒障がい 6 名で 1 クラスということを答弁をいただきましたけれど、6 名、1 クラスでですよ、先生がたぶん 1 人じゃないかと思うんですけれど、これかなり対応は厳しいんじゃないかと思うんですけれど。

私、中学校の校長先生にお聞きしたところ、それはですね、現在 6 名のうち 3 名が不登校で、現在いるのは 3 名だからなんとか 1 人の先生でその情緒障がいの 1 クラスを運営維持やっていけるんですけれど、これ全員が出席者したらとても 1 人じゃ 6 人は無理だというような話を聞いております。もしそのような状況になれば対応はできるんでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

特別支援学級の担任は 1 人というふうに決まっておりますので、担任を増やすことはできません。一応 8 名までは担任は 1 人ということになっております。

ですから、今、各支援型の特別支援学級に支援員を配置しておりますけれども、その支援員、それをうまく配置を変えながらですね、やっていくしかないのかなと思っています。

それともう一つは、基本的に情緒障がいの程度ですね。程度によっても違いますので、そういう特性の強いお子さんが多いとやはり指導支援が大変ですけれど、そこまでなければなんとかやっていけるかと思います。

それと交流活動といって親学級の方に行って授業を受ける場合には支援員をつけてゆったりもしています。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番議員、吉永秀俊君。

○4 番（吉永秀俊君）

その特別支援学級とか、通常の学級の支援員というのは特別な資格は要らないと思いますので、できればですね、町内にも小学校中学校を終わられた先生とか養護学校の OB とか、福祉施設とか保育士の資格を持った方が、たぶんかなりの数の方がいらっしゃると思いますので、是非ですね、そういう方のマンパワーを今後利用して、支援員の場合はちょっと町単で授業をやらなくちゃいけないんですけれど、そこら辺は町長の力を借りてですね、できるだけたくさんの支援員の方で、そういった現在 8 名までは 1 人ということなんですけれど、そういったことになればですね、支援員で補うしかないと思いますので、そこら辺はちょっと町長と協力をしていって十分なマンパワーを

していただきたいというふうに思います。

次に小学校ですけど、小学校の数字を聞きましたら、やはり彼杵小学校、千綿小学校合わせて、これはもう通級の指導の児童、特別支援の学級の児童、これを合わせるとやはり全体でもう 10%以上の割合で、もうはっきりと障がいがあるということで大体数字がわかったわけでございます。私もちょっとびっくりしております。はっきりとわかる、障がいがある子どもが、中学校でも 12%、両小学校においても 10%以上要ということですね。在籍するということでちょっとびっくりしております。

それと中学校になるとですね、ある程度障がいの状況と言いますか、そういったものをある程度安定してくるんですけども、小学校においては、例えば現在は通常の学級にいたんだけど、グレーゾーンだけどちょっとこの子どもは通級のレベルじゃないんだからとか、例えば通級の児童がちょっともう支援学級に入れた方がいいんじゃないかという、いわゆる措置変更というのが、たぶん中学校はそんなにないと思うんですよ。小学校は、私、結構あると思うんですよ。どのくらいその措置変更はあっていますか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

措置変更がどれくらいということですけど、今、支援学級に在籍している子は、判定会議と言いますか、教育支援委員会というのがあるんですけど、そこで判定をしていただくわけですけど、その判定、就学措置の判定を受けた子どもが支援学級にいるということで、同じ数ということになりますし、小学校から中学校に行く際に特別支援学校の方に県立の、特別支援学校に行くという子もおりますが、その判定は長崎県教育委員会がやるんですが、一応この子は特別支援学校が適切ではないだろうかという内申を出しますけれど、判定は県の教育委員会がということになります。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番議員、吉永秀俊君。

○4 番（吉永秀俊君）

特別支援学校は、当然県教委ですよ、県教委。それで次年度の 4 月から措置変更になるんですけども。町内の小学校の措置変更、これ、先ほどおっしゃった支援委員会が決定するんでしょう。

○——△——

判定をする。

○4 番（吉永秀俊君）

判定をするんでしょう。そして、その決定権者は誰ですか。来年から、例えば私が彼杵小学校の 4 年生にいて、次は来年度はもう特別支援学級に行きなさいという変更の決定権者は誰ですか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

決定権は教育委員会です。

必ず意見を聞くと、聞いて判断しなさいということになっていますので、その専門家の会議の判

定を聞いて、教育委員会が承認するということになります。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番議員、吉永秀俊君。

○4 番（吉永秀俊君）

特に措置変更の場合、その特別支援学校に行けばこれは県がするんですけど、町内の例えばさっき言ったように町内である場合に、例えば、4 月からですね、措置変更は。その時期は大体どのくらいでされているのですか。また、その支援委員会のメンバーあたりはどういうふうな構成になっていますか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

まず、支援員会のメンバーですけど、医師と、それからこども園、学校の関係者、園長、校長ですね。それから、県立の特別支援学校から専門的な立場で来ていただいております。それから、療育施設から来ていただいております。あと、役場の担当課からも来ていただいております、保健師さんになると思いますが、役場の担当課からも来ていただいております。合せて 15 名ぐらいです。必要に応じてという方もいらっしゃると思います。それぐらいだと思います。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番議員、吉永秀俊君。

○4 番（吉永秀俊君）

それでは、通級についてお伺いしたいと思います。

通級による指導は、学校教育法施行規則第 140 と 141 条が根拠になっておりまして、小学校学習指導要綱に基づいて特別な教育課程を編成して、自立活動や教科の補充になっているのが通級の授業ということでお聞きしておりますけれども。

先ほど言いましたように、彼杵の場合、例えば、18 名でしたか、通級の方が。彼杵小学校ですね。いて、1 人の先生が指導しているわけでしょう。

そうしたら、個別指導とおっしゃいましたから、普通は通常の学級にいる、その児童たちはですね。そして、その通級の指導を行う場合は、その子ども一人一人別の教室でするんでしょう。大体週にどのくらいされるんですか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

彼杵小学校でいえば 17 名おりますので、それが 1 週間の時間割の中にこの子は月曜日の 1 校時とか 2 校時とか。場合によってはですね 2 人一緒にという子もおりますし、それから 1 週間に 2 回という子もおります。ですから、それは障がいの程度によるということですけど、そういうふうな時間割を組んで行っております。

ですから、時間割を組んでいる時に、通常学級の時間割は国語だけれど、その子は通級指導教室にして、来て自立活動の指導を受ける。それがずっと交代していくわけですね。だから、一対一なんです。担当と子どもが一対一ということになります。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番議員、吉永秀俊君。

○4 番（吉永秀俊君）

私もちょっと現場でお話を聞いたんですけど、この通級の先生、大変ですよ。障がいでも情緒障がいもあるし、先ほど説明のところ、グレーゾーンの子ども、特に発達障がい。色んな障がいがあります。黙る子どももいれば動いて回る子どももいる。

それを、色んな障がいの程度がある児童をたった一人の先生で請け負うということは、非常に労働環境が大変だと思うんですよ。

聞いたところによりますと、答弁の中にもありましたように、そういった通級の先生と協力して支援をする、いわゆる支援コーディネーター。私はこれがですね、いろいろお話を聞いて一番大事な存在じゃないかと思います。できればこういった方には特別支援学校の免許を持った方とか、そういった資格を持った方が一番ふさわしいと思うんですけど、3 校の状況はどういうふうになっていますか、支援コーディネーターの実態は。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

特別支援コーディネーターは、主に特別支援学級を担当している先生がコーディネーターになる場合があります、が多いです。ですから、通級担当の方も特別支援コーディネーター。

ですから、学校によっては複数コーディネーターがおります。

今年度から指導教諭ということで、県から加配と言いますか、指導教諭を配置していただきまして、特に特別支援教育に非常に造詣の深い方、経験の深い方を置いて、校内のそういう子どもへの対応の仕方とか助言とかですね、あるいは町内の他の学校に行ってそういう助言をすとか。そういう指導教諭という配置をいただいて、非常に今年は助かっております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番議員、吉永秀俊君。

○4 番（吉永秀俊君）

是非ですね、そういった支援コーディネーターさんの充実は今後も特に図っていただきたいと思います。

それで、先ほどお話をしましたグレーゾーンの子どもの実態はよくどこも完全な把握をしていないと思うんですけど、グレーゾーンですから、とにかく。そのグレーゾーンの子どもの通級児童については、保護者の協力と言いますか、保護者の理解が一番重要と思うんですけども、例えば有名なところでは富山県の射水市では、児童の家庭での日常生活とか家庭でのお手伝いとか、学校での学習とか運動の中から、その児童のニーズに合った目標を定め、保護者、担任が毎日その項目をチェックする、いわゆるチャレンジ日記というのを付けて、その保護者との綿密な連絡をされているそうです。

私もこの特にグレーゾーンとか通級児童の子どもたちには、この保護者との連絡連携、これが一番重要かと思いますが、町内でどういうふうな連携をされているのでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

私が彼杵小学校の校長の時に初めて通級指導教室を立ち上げたんですけれども、その時の記憶しかないんですけれど、今、どの程度保護者と連携を取っているかわかりませんが、今日はお子さんにはこういう指導をしました、こういう良さが見られましたということを大体毎日やり取りをして、そして良いところを褒めてくださいねということ。

共通の目標を持ってやるんですけれど、先ほど言われたように、家庭でこんなことまでということまではなかなかできないと思いますが、学級で、あるいは学校生活の中で、あるいは学習事業の中でこんなことが自立活動ですから自立してできるようになれば良いねということで、そこに小さなステップを踏みながらここまでできていますよということで、できたら褒めてあげてくださいねということで連携を取っている。ほとんどそうやっていると思っているんですけれど、日常的ですから。そういうことをやっております。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番議員、吉永秀俊君。

○4 番（吉永秀俊君）

私も保護者とのコミュニケーションが大事だと思います。特にですね、グレーゾーンの児童とか通級の児童としてはコミュニケーション面とか行動面で問題があるんですよ。

それで、やはり自信感の喪失というか、意欲がなくて、やはり自己肯定感が低いということをおっしゃっておりますので。やはり自己肯定感を高めて、そして一人一人の居場所を作ってやるというか、そういうことがやはり大事だと思います。是非そういうこともですね、保護者との連携、これは今まで以上にですね、是非進めていただきたいというふうに思います。

それで、またですね、子どもたちも、今度は中学校、高校に障がいを持った子どもたちも行くんですけれど、そういったことで小学校とか中学校のそういった時から社会に出て行った時の準備と言いますか、そういうことも指導も必要と思うんですよ。

それで、現在、グループによる SST、これは先生もご存知と思いますが、グループによって SST、ソーシャルスキルトレーニング、これ認知行動療法とか社会学理論のことですけれど。SST というのは、子どもたちが社会で他の人と交わりながら生きていくためには欠かせない、やはり会話の魅力と、お互いを知る努力とか、そういうスキルを身につけることができるんですけれど。是非、この本町でもこの SST ですね、こういう方を採用されても良いんじゃないかと思いますけれど、どうでしょうかね。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

ソーシャルスキルトレーニングというのは取り入れております。ただ、通級指導教室は 1 人ずつ呼んで、個別指導ですので、そのグループの中で人間関係を作っていくというところが難しいところがあって、2 人まではできるとかありますが、本来であれば 3 人とかでグループで何かをやらせる。その中で、例えばこだわりが強くてもう絶対一番でないといけないとか、そういうところで 2 番になることもあるんだよ、3 番になることもあるんだよということで、そういう経験を積ませて

いくことで少しずつ一番にならなかったからもう投げちゃってということが段々減っていくような、そういうトレーニングをする必要があるんですけども。通級では一対一なのでなかなか難しいところがあります。佐世保辺りではグループでやっている所もありますが、うちのような小さい所はちょっとできないんです。

交流学級ということで同じ1年生でも通常学級がありますので、そこに何時間か行って他の子と交わって社会性を身につけると。そういう時にソーシャルスキルの視点から指導をしています。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

4番議員、吉永秀俊君。

○4番（吉永秀俊君）

ICT教育の方に移らせていただきますけれども、ICT教育をですね、特別支援学級では障害区分が同じでいいんですけど、どちらかと言えば教えやすいんですけども。発達障がい時の児童は通常の学級に在籍をしています。

そこで、東京学芸大学附属小学校の小長井先生という方がですね、いろいろインクルーシブの教育関係では有名でございまして、デジタル教材のメリットは個人で学習を進めていくことができると。教えなくても、自分から試行錯誤してくれる。

だから今までのFace to Face、いわゆる子どもと先生が向き合う指導から、Side to Side、側にいて寄り添って、タブレットを子どもたちが自主的に学んでいるので、そこを補助すると。それだけでいいんですよということで、私もいろいろ初めてこういうのを勉強させていただいたんですけども、ICT教育ですね、例えば発表が苦手な児童にはメンチメーターとか、板書、黒板に書いてあるのを写すのが苦手な子にはグッドノートとか、自分の意見を考えるのが苦手な子にはGoogleクラスルームとかグループ学習が苦手な児童にはロイロノートとか。たくさんアプリがあります。調べたらですね。やはり、たぶんこういうのもですね、通級指導通常学級の担任の先生たちが取り入れられているんだと思いますけれど、やはり大変だと思います、こういうの、先生たち。町内でも、そういうふうな苦勞をされているんでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

ICTを使った教育は、通常学級も特別支援学級も同じでございます。

特別支援学級の子がわかりやすいのは当然、通常学級の子どももわかりやすいということで、最近の子は視覚に訴えるということが非常に大事だと。目で学ぶことが多いということで、タブレットを使ったり、それから、スクリーンじゃなくて、大きなテレビ画面がありますよね、そういうものを使ってやるということと、動くんですね、図形とか動くし形が変わるということで、今まではなかなかできなかったことがイメージ的に色んなことができるということ。

先ほど言われましたAIソフトなんですよ、AIソフト。その子に応じた課題を出してくれるということで。ただ、問題は先ほど答弁の最初に申し上げましたように、最近開発されたソフトというのが、まずその子がどういう特性を持っているのかというチェックテストがあるんです。それを見なければAIがこの子はどういう子だと把握できない。この子がこういう特性を持っている、こ

ういうスキルの程度だということで AI が問題を出してくれる。そして、それを解いた時に、素晴らしいところは否定をせずに。合わなかったら次の問題を出すんですね、たぶん優しい問題を出してくれる。良かったらポイントをくれるんです。ポイントが来るもんだから、そういう子がどんどんやっていくという、非常に心理的なものをよく掴んだソフトが開発されてきて、今までは担任がこの子はどういう認知のスタイルなんだろうとか、どういうスキルがあるんだろうかという、その把握が難しかったんですけど、その ICT を使うと、そういうのが早く正確にできるという、これは素晴らしいなと思って、それを導入したいなと思って検討しております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

4 番議員、吉永秀俊君。

○4 番（吉永秀俊君）

そういうことで、今後もですね、特に発達障がいの子供あたりが増えてくる傾向にあるわけですから、是非、町内でもそういった、長崎県でも第 4 次特別支援教育推進計画なんかも昨年度からまた 10 年計画が始まりましたのでそういった研修にもですね、私は特に若い、まだ経験の少ない先生方には、そういった研修もたくさん受けていただいて、そういった障がい児に対応するような先生が町内で増えていただけるようにということで願っております。

それで、先ほどもハード面の質問でちょっと忘れたんですけど、中学校では現在特別支援学級が 3 クラスあって、中学校ですね、特別支援学級が 3 クラスで空き教室がないと、空き教室がないと、全くないと。たぶん彼杵小学校でもないんじゃないかと思いますが。現在、小学校あたりでは、一つの教室で仕切りを作って、別の障害区分の子どもたちを教えているということなんですけれど、今後、これ以上に障がいを持った子どもさんたちが増えると、例えば中学校の方ではもう空き教室が全然ないから、何かプレハブでも作ってもらわないとちょっと対応できないんですよというようなことも知っているんですけど、これ、町長にお伺いしたいんですけど、そういった障がい児が増えて、そういう専用の、私、教室も今から増えると思うんですけど。そういった、やはり対応も考えなくてはいけないと思うんですけど、町長どうでしょうか。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今、子どもの数は減っていますが、吉永議員おっしゃったように、そういうその方たちが増えて、やはり学級数・クラス数はですね、児童生徒の総数で学校を作るわけにいかないということはもう重々承知をいたしておりますので、今後教育委員会と連携をしながら、もし必要であればそういう形でも取らざるを得ないのかな。

ただ、中学校はまだしばらく、今 3 億円ぐらいかけて改修をしましたので、新しく作ることは不可能でございますので、もし用地があれば、そういう形でクラスをどう使うか、分けて仕切りをして使えるのかどうかですね、そういう形も考えながら進めてみたいと思っております。以上です。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

先ほど 1 学級あたりの人数、基準を申し上げましたけれど、8 人ということですので、小学校か

ら上がってきて、8名以内だったら1教室で収まりますけれど、障がい種が違った子が来ると別教室が要ることになりますので、その障がい種の違いが小学校の段階からわかってきますので、例えば今、肢体不自由の学級の子がおりますが、その子が上がっていく間にどういう状況になるかというのを見越して設備の方も考えていかなければならないかなと思っています。

○議長（浪瀬真吾君）

4番議員、吉永秀俊君。

○4番（吉永秀俊君）

時間があまり少ないんですけれど、本日は教育長の方から特に町内障がい児の実態をいろいろ教えていただきまして、これを聞かれた皆さんもですね、改めて町内での障がい児の状況というのが確認できたんじゃないかと思います。

私も先ほどから、あえて在籍数とかそういうのを聞いたのは、はっきりと障がいがある子、子どもですね、これがやはり10%以上、特別支援学級と通級。これにグレーゾーン、これも全国的に平均、先ほど登壇でも言いましたように約9%いるんですよ。そうすると、それと合わせますと、障がいのはっきりしている子どもと、そのグレーゾーンの子どもの合わせると2割以上の子どもが、現在、全国的平均でいきますと、また、今町内の話を聞かしても町内でもそうです。2割以上の子どもが障がい及びその疑いがあるという。私びっくりしたんですよ。町長、どう思いますか、この状況を。

○議長（浪瀬真吾君）

町長。

○町長（岡田伊一郎君）

今、ある町ではですね、5歳児で、大体そういう発達障がいとかある方が大体見抜けるような、保健師さんの訓練をされているそうでございますので、その辺小さい時から見て対応をせざるを得ないかなと、数もそうでございますけれども。お母さんたちが心配してうちの子どうですかと尋ねられた時に、その保健師さんがいろいろ検査をされて、まだ大丈夫ですということもいらっしゃいますので。5歳で何とかその辺を見分けていくような技術が出ています。その対応を小さい時からしていかなざるを得ないのかなと思っています。以上でございます。

○議長（浪瀬真吾君）

4番議員、吉永秀俊君。

○4番（吉永秀俊君）

本当にですね、大変な状況にあるんじゃないかと思います。

実はですね、1974年ぐらいから朝日新聞に、有吉佐和子さんが「複合汚染」という連載小説を書かれまして、その中で、車の排気ガスとか工場からの煙突からダイオキシンなどで、まず空気が汚染されると。次に工場廃液、水俣病で代表する工場廃液とか、家庭からの洗濯洗剤の汚れとか、そういうもので川が汚染される。農薬とか除草剤で土壌が汚染される。それから、添加物とか保存料とか着色剤で食品が侵される。いわゆるこういった複合の環境汚染がやがては大変なことになりますよということで、もう1970年代にですね、予言をされたんですよ。実際、それが現実になっているんじゃないかなと。

この環境汚染そのものが全ての障がいを持った子どもさんたちが増えている原因の全部と思い

ませんが、一因ではあると思います。一因であると思います。

それでですね、やはりこれから私たちがこういった、特に最近はそれに加えてですよ、SNS の発達で目に見えないところでのいじめなんかも非常に増えていますので、これからちょっとこういった子ども、大変残念なことですけれど、障がい児が大変増えてくるんじゃないかというふうに思っております。

それで、東彼杵町は人口も少なく、財政的にはちょっと厳しいんですけれども、隣の大村市とか他の町に比べてインフラ整備とか民生費の事業費も少ないんですけれども、歴代の町長さんはですね、本当に教育には熱心に取り組まれています。

それで具体的に言いますと、県内に先駆けて 50 型プラズマテレビを設置しました。それで電子黒板の授業も県内でもいち早くしました。それで新聞を活用した MIE 教育ですね、これもしました。

また、7、8 年前でしたか、千綿小学校でも保護者と一体となった子どもの食生活改善のモデル校にもなった経緯があります。

それで、また先ほどの 1 人 1 台のタブレット環境。これもですね、早く整備をされてですね、私、校長先生が代わられると、その度にお話に行くんですけれども、歴代の校長先生全てが、東彼杵町は本当に教育に対してはよくやっていると、多くの感謝のお言葉を頂いております。

そういうことですね、ただいま粒崎教育長のお話を聞いたんですけれども、あと 3 年切りましたですね、いや、あと 2 年ぐらいですか、2 期目がですね。今後、あと、在任中に、やはり障がい者に優しいまちとインクルーシブの県内一の学校を目指して、是非奮闘していただきたいと思うんですけれども。

特に、その中でも先ほどお話が出ました一番大事な特別支援コーディネーター、これあたりは、やはり県の教育委員会にお願いしてですね、できるだけたくさんの専門職の資格を持った先生が必要ですので、是非、粒崎教育長が県の教育委員会と掛け合って、そういう先生の任地を、要望をしていただければと思うんですけれども、最後にひとつ伺います。

○議長（浪瀬真吾君）

教育長。

○教育長（粒崎秀人君）

まず、先ほど支援員の話をしていただきましたけれども、本町は他町に比べて支援員が多いんです。本当に先生方が非常に感謝されますけれど。それで十分かと言われるとですね、十分でないという面もあるんですけれども、非常にそこは恵まれていると思っております。

それから、資格者については、どの学校も特別支援の資格を持たない方もたくさんいらっしゃいます。最初にそれを取って、資格を取ってから教員になったのではなくて、教員になってからそういう特別支援に関わるようになったという方も多いんですけれども、できるだけそういう資格を持った方を県の方も採用しようとしておりますので、私としてもそういう資格を持った方をできるだけ東彼杵町にお呼びできるように努力したいと思っております。

○議長（浪瀬真吾君）

これで、4 番議員、吉永秀俊君の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

散 会（午後 3 時 33 分）

以上、会議の次第を記載したものであるが事実と相違ないことを証明するため署名する。

議 長 浪瀬 真吾

署名議員 口木 俊二

署名議員 大安 義和